

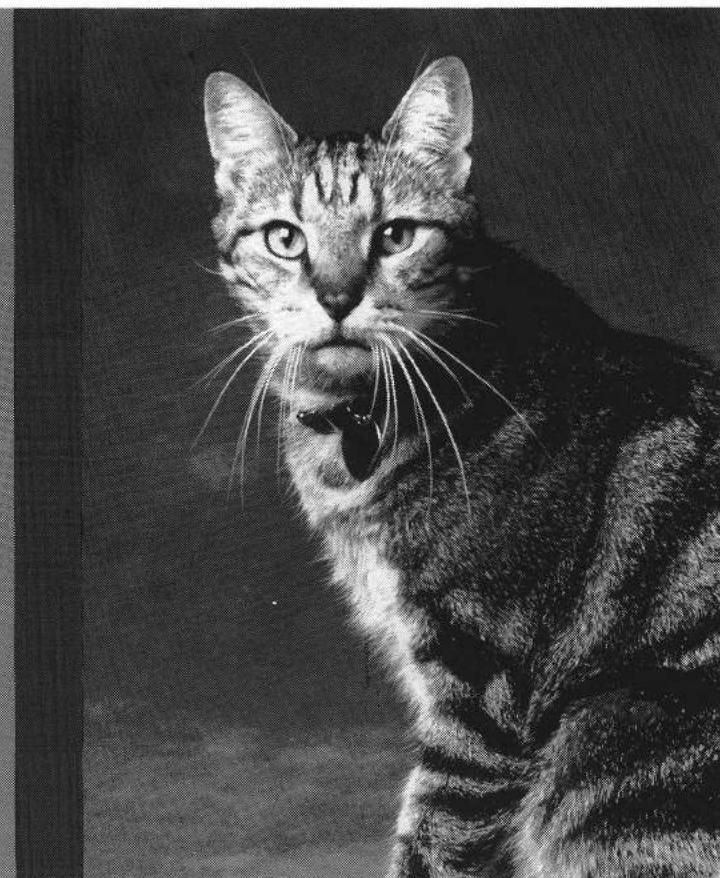
アニマル・ナーシング

Vol. 2

1998 6 June



日本動物看護学会



## 猫の下部尿路疾患に、待望のE.V.D. 新登場。

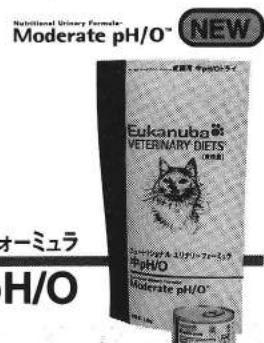
### 猫の下部尿路疾患(F.L.U.T.D.)の食餌管理に、2つのE.V.D.。

ユーカヌバ ベテリナリーダイエット(E.V.D.)に新たにラインナップされた2種類のニュートリショナル ユリナリーフォーミュラ。ストルバイトおよびシュウ酸カルシウムの関与する下部尿路疾患(F.L.U.T.D.)の食餌管理を可能にします。



## Eukanuba VETERINARY DIETS®

ニュートリショナル ユリナリーフォーミュラ  
低pH/S



ニュートリショナル ユリナリーフォーミュラ  
中pH/O

ストルバイトが関与する下部尿路疾患に。

- 尿pHを5.9~6.3に維持

- 低マグネシウム

規格／ドライ:500g,1.5kg,3kg 缶:170g

シュウ酸カルシウムが関与する下部尿路疾患に。

- 尿pHを6.3~6.7に維持

- クエン酸カリウム添加

規格／ドライ:500g,1.5kg,3kg 缶:170g

[輸入元]



アイムス・ジャパン株式会社  
東京都品川区大崎1-6-1大崎ニューシティ1号館8F  
TEL:(03)5496-2719 FAX:(03)5496-2957

[製造元]



日本全薬工業株式会社  
福島県郡山市安積町音川字平ノ上1-1  
TEL:(0249)45-2300 FAX:(0249)45-2394

# アニマル・ナーシング (日本動物看護学会学会誌) 第2号

## CONTENTS

### 1. 【巻頭エッセイ】

猫にしつけられた話 .....長田 久雄.....P 2

### 2. 【シンポジウム】

動物看護士にかかわる法律問題の検討 .....P 3

### 3. 【原著】

人間は動物の知能をどのように評価するか .....渡辺 茂.....P 17  
稻垣 節子

### 4. 【短報】

- ① 人間と犬の絆を求めて .....家弓 智子.....P 24
- ② 実験動物施設にとける飼育管理 .....森岡 一憲.....P 29
- ③ 動物看護士の役割 .....秋葉 亮子.....P 31
- ④ ふれあいコーナーにおける動物の管理 .....河村 早苗.....P 33
- ⑤ 野性動物調査における動物看護 .....富沢 保浩.....P 38
- ⑥ 動物看護士の仕事 .....小松 千江.....P 40
- ⑦ 大動物における動物看護 .....甲山 讓二.....P 42
- ⑧ 展示動物の動物看護 .....高山 正美.....P 45

### 5. 【規約・報告・その他】

- ① 投稿規程.....P 47
- ② 学会規約.....P 48
- ③ 学会活動報告.....P 51
- ④ 決算報告.....P 53
- ⑤ 入会方法.....P 64

【巻頭エッセイ】

## 猫にしつけられた話

都立保健科学大学

長田 久雄

子供の頃から犬好きで、何度か飼ったことがある私にとって、

「尻なめた舌で我が口なめる猫

好意謝するにあまりあれども」 寒川 猫持

などという歌に目が引かれるほど、今では猫もかわいいとうことがわかってきました。それというのも、現在同居している猫女（名前ではありません。おかしな表現をお許し下さい）のおかげと感謝しております。

今まで飼っていた犬たちと異なり猫女は、呼び掛けても話し掛けても鳴き掛けても、そっぽを向くことが多く、思うように応答してくれません。そこで、せめて餌をもらうときくらいは『ニャー』と言わせようと、懸命な努力を試みました。はじめのうちは、「ご飯は？」『……』、「ご飯ですか？」『……』の連続でした。しかし諦めず続けるうちに、私にとっては嬉しいことに、恐らく猫女にとっては迷惑なことに、「ご飯は？」という呼び掛けに『ニャー』という反応が返ってくるようになったのです。マイペースなわが家の猫も、執拗な反復のおかげで、餌を報酬とした呼び掛けへの応答をついに学習したかと、私はこの成果に大いに満足していました。

ところが最近、ふとあることが気になりだしたのです。それは、私が「ご飯ですか？」と呼び掛けるのは、猫女が餌皿の脇を通りながらこちらにちらりと流し目を送ったり、足元にすりよってくるのがきっかけになっているということです。私が猫女に『ニャー』と言わせていたのではなく、猫女に私が「ご飯は？」と言わされていたのだという事実に、もっと早く気付くべきでした。

心理学の実験を揶揄した古い漫画に、スキナー・ボックスの中にいる一匹のネズミが、仲間に「俺はこのバーを押して、人間がこの皿に餌を入れるのを条件づけているんだ」と自慢している場面を描いたものがあったように思います。二者間の行動の相互作用は、糾（あざな）える縄の如しでありましょうか。

# 動物看護士に関する法律問題の検討

日本動物看護学会第3回大会シンポジウム

総合司会 桜井 富士朗（桜井動物病院）

座長 辻 弘一（辻動物病院・

東京都獣医師会副会長）

シンポジスト 高見澤 重昭（高見澤法律事務所）

（96.11.30 慶應義塾大学三田キャンパス）

辻：本日は、多少荒っぽい問題を提起いたしたいなと思っておりますが、フロアからの意見がまとまればよろしいのではないかと思っております。法律については、私どもはまったくの素人でございますので、高見澤先生にお願いいたしまして、色々な意見を頂戴いたしたいと思います。

高見澤：弁護士の高見澤です。一人の弁護士として動物看護士問題についてどういうふうに考えるかということで、法律実務家として意見を発表させて頂きたいと思います。

司会：今回は、動物看護士に関する法律問題がテーマです。具体的にどのようなことが問題になっているかは、このあと現職の動物看護の方々からお話し頂くとしまして、動物看護士に関する法律問題についてまずは調べてまいりましたので、司会者のはうから提起させていただきます。表I・IIをご参照下さい。



左より、辻、高見澤、桜井の各氏

表I 保健婦助産婦看護婦法

＜法律の目的＞

第1条 この法律は、保健婦、助産婦及び看護婦の資質を向上し、もって医療及び公衆衛生の普及向上をはかるのを目的とする。

＜看護婦の定義＞

第5条 この法律において「看護婦」とは、厚生大臣の免許を受けて、傷病者もしくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助をなす事を業とする女子をいう。

（参照）「免許」法7.13 旧規則による看護婦=法53 看護人=法60

旧法による甲種看護婦=改正法（昭和26年147号）附則3-6

### ＜准看護婦の定義＞

第6条 この法律において、「准看護婦」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護婦の指示を受けて、前条に規定する事をなすことを業とする女子をいう。

### 表II 獣医師法

#### ＜獣医師の任務＞

第1条 獣医師は、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによって、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与するものとする。

Q. 「動物に関する保健衛生の向上」とは？

A. 広く動物の一般（野生動物も含む）の健康を保ち、その衛生の状態を向上させること。

#### ＜定義＞

第1条の2 この法律において「飼育動物」とは、一般に人が飼育する動物をいう。

Q. 「一般に人が飼育する動物」とは？

A. 広く人が飼育し、又は人によって飼育され得る動物の種類全体を指しており、個々の動物が人に実際に飼育されているか否かを問わない。

例：野犬、実験動物（人以外は皆対象と考えてよいだろう）

#### ＜飼育動物診療業務の制限＞

第17条 獣医師でなければ、飼育動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他獣医師が診療を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る。）の診療を業務としてはならない。

Q. 私の診療施設では、いわゆるAHTの資格を持つ女性を採用した。彼女は大変勉強家で、獣医学の知識も少なからず持っていることから、採血を任せようと考えているが、問題はあるか？

A. 採血は診療行為であり、獣医師の資格のないものが行うことは出来ない。

Q. 診療施設に勤めている18歳の女性ですが、そこでは「脈拍」、「体温」、「血液検査」、「糞便検査」の仕事を任せられ、検査の結果を獣医師に伝えています。これらの検査は、獣医師が行わなければならないのですか？

A. これらの検査の結果の判定のみであって、その結果に基づく診断を行わなければ診療行為には属さないと見られており、獣医師でなくても行うことが出来る。

Q. 獣医師でない者が、獣医師の監督下で不妊手術の助手又は術者となることは可能か？

A. 不妊（避妊）手術の術者となることは、診療行為に該当し獣医師でなければ業務としてはならない。

助手については、手術時の動物の保定及び手術に要する器具を術者である獣医師へ渡す程度であれば可能と考えられている。

Q. 獣医師でない者が、獣医師の留守中にカルテに記載された方法で薬を渡すことは可能か？

A. 獣医師によって予め処方・調剤された薬を、当該獣医師の指示に従って、単に蓄主に渡す程度は差し支えないと解されるが、カルテに基づいて処方・調剤することは出来ない。

出典：平成8年度動物用医薬品適正使用普及推進講習会資料より

(司会者による法律問題の説明 終わる)

大 城：（フロアよりの発言）獣医師法について、いま説明をお聞きしましたが、私たちが仕事をしていく上で、獣医師法というのを知らないと、場合によっては知らないうちに法律を犯してしまったりする危険性もあるというのを再確認しました。現在、動物の看護士法というはありませんし、各動物病院によって業務内容がかなり違うというのは、皆さんもご承知の通りだと思います。獣医師にしか出来ない仕事と、看護士にも出来る仕事の境界がはっきりしておりません。今日は、弁護士の先生もいらっしゃいますので、普段から感じている疑問への答をお聞かせいただけたらと思い、この場に出てまいりました。私の病院では看護士の仕事は、先程、スライドに出てきました、農水省の指示に従いまして診療を行っておりますので、かなり限られてるとは思います。第17条で獣医師でなければ、飼育動物の診療業務をしてはならないとありますが、獣医師の不在時、お昼休みとか、診療が終わった後に、交通事故などの動物が運ばれてきた時に、診療行為というのがいけないということはわかっていますが、獣医師を呼びにいっている間に酸素吸入、心臓マッサージ、人工呼吸、気管挿管などをしてもいいのか、いけないのか、また場合によっては、不幸にして死亡している場合もあると思います。そういう場合で見てすぐわかる状態、亡くなってるなっていうのが、わかった時に、「この子は亡くなっていますよ」というのを私たちが告げた場合に、それは診療と見なされるかどうか、その辺もうかがいたいと思います。他には先程お話が出てきましたけれども、カテーテルの挿入はいいのか、カテーテルを使っての強制給餌はいいのかとか、またトリミングの学校でも教えてると思いますけれども、スケーリングで歯垢を取りとかを看護士がしていいのかどうか、また抜糸をしてもいいのかと色々あります。受け付け業務においては、受け付けの会話中にトラブルが発生してしまった場合の責任、それは雇用主である獣医師のせいになるのか、それとも私たちの責任になるのかとか、常々疑問でした。質問したいことはもっとたくさんありますが、会場の中にはたくさんの看護士の方もいらっしゃると思いますので、私から弁護士さんへの質問はこれぐらいにしておきます。もうひとつは、動物看護士の専門学校ではどのような内容の授業を行って



大城 氏

いるか、特に私たち看護士に必要な獣医師法などを教えているのかということを今日は、何名か学校関係の方もいらっしゃってますので、お聞きしたいと思います。

辻：ただいま、貴重なご意見を伺いましたが、現場では発言者のような看護士さんが動物の看護をしているわけですから、これらの事について、確定的な法的見解とまではいかなくても、何らかの見通しをつけてあげることが、大切な事ではないかと思っております。高見澤先生よろしくお願ひいたします。

高見澤：法律を考える場合に、ひとつは行政法としてどうかという問題と、民法レベルでどうかという問題があるんですね。これは、かなり決定的な違いで獣医師法は取締法規ですので、基本的には行政法、要するに国対個人の関係で問題になる法律だと思うんです。もうひとつ問題となるのが、民法ですけれども、これは純粹に医師の法律で、問題となって、本件ですと、獣医師とクライアントの関係で問題となる。こういう行政法と民法が、本件では問題となるんですけれども、これはもう厳密に区別をする必要がある。基本的に法律の理念として違うわけです。獣医師法を考えた場合に、ひとつの側面としては、獣医師でないものに対して、その飼育動物に対する治療行為をしてはいけないという目的があると思うんですけれども、民法レベルでは誰が診療しようと、適切な診療さえなされれば、かまわないわけですね。例えば、人間の場合でも、歯科医師でないものが、歯科の治療をしても、それが適正にされていれば、民法レベルでは全く問題とならない、単にそれは歯科医師法の問題でしかないわけです。これを考えると、本件では、両方考える必要があると思うんですけれども、その考える所によって、ちょっと違って来るんじゃないかなと思います。民法レベルで考えた場合には、これは簡単というか、獣医師の領域というのは、民法では厳密に解釈する必要というのはありませんので、民法レベルでは占有補助者という要するに、補助者という考え方がありますから、獣医師でないものがやったとしても、業務を行ったとしても、獣医師の指揮監督下にあれば補助者が行ったものとして、それは何ら問題はないということになります。現実として、違法とは見なされないということになるわけです。ですから、動物看護士の職域というのは、民法レベルでは、かなり広くというか、最大限広く解す事は可能だと思います。一方、獣医師法との関係でいえば、基本的にはその行政法というのは、形式法ですので、資格があるかないかによって、客観的に区別する必要があるわけですね。基本的にいえば、獣医師の資格を持っているものと、そうでないものによって、明確に区別する必要があるわけです。そこでは資格論というのは、極めて決定的な意味をもち、ここで問題になるのは、診療行為とですね、そうでない行為の区別っていうのは、非常に難しい、厳格にいえば不可能ですね。そうすると、こういう場合どう説明するかというと、基本的にはその診療行為というものを、広く解ざるを得ないんです。その形態が曖昧であるが故に、その区別について、客観的な基準というのを設けることが、現実に恐らく出来ないと思います。そうなると、診療行為の範囲というものを、広く解ざるを得ないんです。そうすると、結果的には、獣医師の職域を守るというような形にならざるをえません。動物看護士の場合には、まずその資格が公のものとして、残念ながら認知されてませんので、動物看護士が行った事によってただちに認

められるということにはならないと思います。先程色々な事をご質問されてましたけれども、診療行為であるかどうかという事もひとつ問題となるんですけれども、その資格のほうによつて、かなり決定的な差異があると思います。行政法との関係でいえば、原則として禁止される事も多いんではないかと思います。許されるとすれば、明らかにその診療行為に属さない行為、例えば先程も動物看護士の発表をおうかがいしましたが、動物を保定するとか、受け付け業務とか、明らかに診療行為とは認められない事については、問題がないと思うんですが、その区別がなかなかつきにくい診療行為に密接に関係するような事については、残念ながら、行政法としての獣医師法では、違法と見なされる余地がかなり高いだろうと思います。先程も、獣医師がいない場合について、その緊急性がある場合についてどうかというご質問があつたんですけれども、緊急避難ということは刑法でも規定されており、もちろん民法でも規定されてるんですけども、いわゆる緊急時においては、一定の診療活動もその緊急性によって許されます。けれども、行政法の職域では、あまり緊急性という要素を要素として見なされてない、その辺は考慮されないんです。なぜかというと行政法というのは、基本的には取締法ですので、その資格のあるなしという、その客観的な基準によってしか判断できません。判断が出来ないようにする事によってですね、その客観性を保つ必要があるという、法律の目的がまさにそこにあるからだという事になると思います。あと、細かい行為については、私自身がわからないので、何とも言えないんですけども、動物看護士のやった行為については、基本的には原則として、100%獣医師の方に責任が生じると思って、それは差し支えないんじゃないかなと思います。要するに獣医師は指揮監督権があって、その指揮監督権に基づいて、全責任を負わなければなりません。民法の715条に「使用者責任」という規定がありますので、その規定によって、原則として獣医師の側で責任を負うことになります。また受け付け業務で、その受け付けの際にいったことが、獣医師の責任になるかという質問ですが、これもやはり原則として責任になると思いますね。なぜかというと、その病院内の事については、獣医師が、一応最高責任者ですから、その指揮監督下にあるものがいたことについては、クライアントとの間については、仮に口頭であっても厳密にいえば契約が成立するわけです。例えばその診療行為について、こういうふうにしますよ、ああいうふうにしますよ、ということが、受け付けで話が出れば、それはそういう治療をするという、法律的に考えれば契約が成立した事になって、それは単に受け付けの人との個人的なものではなくて、その病院の経営者である獣医師とクライアントとの契約というふうに見なされますので、当然にそれは契約に基づいて責任が生じるということになります。

**辻**：解説の仕方によっては、民法上からは問題はないが、いわゆる行政法で獣医師を取り締まる観点に立てば、様々な問題がありますよということなんでしょうね。例えば獣医師が診療を行う際に、飼い主に保定をしていただいたら猫が興奮して、飼い主の指に噛みついたということがありましたら、獣医師が飼い主の指を治療した、まあ治療といいましても、消毒とか、包帯とか、緊急の治療をすべきだということが、今係争されています。またもうひとつは強く、その飼い主に医者に行くようにという指示をしたかどうかという事が、実は係争中

なんですね。その事とダブらせて、その緊急対応、我々は動物が対象ですから、獣医師がないと、しかもその動物は、瞬時のごとく、その対応しなければ命を落としてしまう、もししくは、非常にそのひどい状態になってしまうというような時に、看護士さんがある程度は知識をもって、何らかの対応をするという事について、むしろ積極的に対応すべきだという事が先程の事と、人間の指をかじられたという事と少しダブってしまうんですが、その辺をもう1度解釈をお願いいたします。

高見澤：緊急性については、客観的な基準っていうのは、非常に難しい所ですね。緊急性の判断、厳密にいえば、おそらく人によって異なるだろうということがひとつあります。緊急性という判断をする場合、結論についての判断というのは、人によって変わる可能性が高いと思います。こういう緊急性という考えを民法レベルで持ち込むということは、それほど難しくないんですね。民法レベルでは、緊急避難という条文もありますし、その損害の発生について、最大限ないように努力すべきだという、そういう暗黙の前提というか、意志人間におけるその知的な権利の保護という理念がありますので、民法レベルでその緊急性という要件を入れるということには全く問題ありません。ただ、獣医師法でそれが緊急性という要件が果してどうかとなりますと、なかなか私の個人的な見解としては、難しいのではないかと思います。というのは、獣医師法自体がそういう事を予測していないというか、基本的に獣医師法というのは、国が獣医師という資格を与える事によって、そうでないものとを区別してその獣医師の職域を定めるものですから、あまりその職域というものが、曖昧になっては困るわけです。基本的には、誰が見ても一義的に明白であるということでなければ、いけないわけです。そこへ緊急性という概念を持ち込む事は、どうしても消極的にならざるをえない。むしろ、緊急であろうがなかろうが、獣医師の職域はここなんだということで、それを緩和するすればやはり動物看護士法という様な法律の規定を設けて、ひとつの資格を創設する必要があります。そこまでいかないと、獣医師法との整合性はなかなか保てないのではないかという気がします。ちょっとわかりにくい説明かもしれませんけれども、獣医師法との関係で今のようなことを是認するとすれば、やはり解釈論では無理であり、動物看護士法というような、法律を作って、法律によって明らかに、例外的な規定を設ける必要があると思います。そうしないと、獣医師法の理念自体がおかしい事になってしまふし、職域も曖昧な事になってしまうのではないかでしょうか。おそらく、獣医師の先生方からも、反発があるのではないかということになると思います。簡単にいえば、その職域の整合性では、解釈論では無理であり民法論で解決するしかないだろうということですね。

辻：大変にはっきりした事は、動物看護法が確立しなければ、本来あるべき動物の看護の在り方が行政法である獣医師法や獣医療法に規定されていないので、職域分担をしていく事が難しいのではないかというような気がします。動物看護法がどうしても必要になります。それなくしては、社会のニーズに答える獣医療には成りえないということははっきりしてきました。どうして動物看護士が獣医療に必要なのかという事を少し考えてみたいと思うわけです。私たちの病院について申し上げますと、病院の中で動物の側にたつスタッフが確立していない

ではないか、我々獣医師はもちろん科学者として人道的な立場で医療をやってはおりますが、当然のごとく経営者ですし、その病院を経営するという立場にもあります。それから科学者として、現場の緊急な疾患に優先対応しなければいけないという立場があります。その際、動物の立場、当然患者の立場ですね。患者側の立場になる職域がスタッフが確立してない、この事に獣医師もしくは、施設の管理者が自ら自覚しなければいけないのではないかというふうに考えます。患者側に立つ、看護理念を持ったスタッフがどうしても必要であるということを身を持って社会に示していくば、動物看護士が社会的な人格を得るという事につながっていくのではないかと思う。動物の飼育者、または市民社会から、動物に関わる様々な施設の中に、「動物側に立つスタッフがいませんよ」という提言がされれば、そういうものは必要だという社会認識を得ることが出来ます。また動物は口をききませんから、そういう人たちの中から、学会に発言があれば、非常に幸いなわけです。また、動物看護士さんを養成している学校の先生方にお願いしたいと思うんですが、病院の入院室の中で、明日亡くなってしまうかもわからない苦痛の中で喘（あえ）いでいる動物を見て、手術や雑務に追われるだけでなく、その患畜のケアもちゃんとしてくださいねといえるような看護スタッフを確立できるような教育、看護理念を最重要課題として、その養成校の教育の中に取り入れていただければよいのですが。今の若い人の中に、阪神・大震災でもそうですが、ボランティアの思想というか、そういう心は育ってるのですが、そのチャンネルをちゃんと捕まえることが出来ないというような気がしてならないのです。動物看護士の養成校で、獣医師のアシストをするための技術や検査を手伝ったり、保定をしたり、あくまでも獣医師のアシストでしかないという事だけを教育されているのでは、看護士さん自らが職場の中で自立することを失ってしまうのではないかと思います。そして病院の中でも院長、獣医師に対して、発言権があるんだという、観点に立って発言できるという人格を持つことが出来れば獣医医療全体が向上するのではないかというふうに思っております。したがって、養成校におかれましても、技術的な、事務的な教育も必要ですが、看護理念をしっかりと教えていただきたい。

次に、動物看護士法の制定に立って、実はどういうアクションを起こし、どういう行動をするべきかということを検討いたしますが、ただ今までの様々な提案や、高見澤先生のわかりやすく説明された行政法等のことにつきまして、フロアにいらっしゃる池本先生よりお気づきになった点についてご発言をお願いいたします。

**池 本：**（フロアよりの発言）ご案内のように、医療では19種類のサポーター、つまり有資格の医療を助ける医療人というのがあります、それは、医療法が医療人と認めてるわけですね。獣医師法では、ご存じのように、第1章に医療人という定義がございませんで、獣医師だけがというふうに思われるかもしれませんけれども、獣医師もご存じのように、薬剤師と人工受精師というのは、これは法律上、薬剤師の薬事法で獣医師のことを随分出しておりますし、獣医師の人的構成要素として当然だろうと思うんです。それから、歯科には2つございまして、技工士と、衛生士と、そして獣医師も実はご存じのように実験動物技師、これもそのほかの法人が出ておりますし、管理士、これも法人が出ておりますし、それから訓練士、

装蹄士、そういうふうに、かなり法人が出している獣医療の適正な、つまり新しいけれども、そういうサポーターっていうのがあるわけです。それで、医者もご存じのように医療の中の31%で無資格者が働いているわけです。それがまあ、獣医業では、6000人とも7000人ともいわれるそうですけれども、看護士さんがその近くで働きになってらっしゃる、こういうことだろうと思うんです。先程の先生からの指摘がございましたけれども、つまり行政法である、獣医師法の中で働く看護士さんが、もうちょっと獣医業にコミットするためには、どういう事を考えれば良いかっていうことになります。

例えば、この医師法と保健婦助産婦看護婦法とを見てみると、保助看法の37条に、緊急の場合には、患者さんが来たら治療しなさい、そして要約しますから誤解はしないで頂きましたが、患者さんをしかるべきところに送りなさいということが、キチッと決まっております。それからご存じのように助産婦さんは、胎児の検案書も書きますし、死亡診断、胎児の死亡診断書も書きます。それから歯科の衛生士さんは、この歯石をとる、これは歯科行為の中に入っていますけれども、衛生士行為として認めている。こういうことでございまして、なるべく今先生がおっしゃいましたように、動物看護士の方々が働く事の出来る土壤、そういうものを法律の上で整備するということが大変に大切だろうと思います。輸血、採血というのは、ただ、採血だけじゃありませんで、発展すると骨髄の採取というような事も含めますので、これは医師や歯科医師の医療では、この採血に関する法律がちゃんと厚生省から出ておりまして、人の医療の場合には、これは医療行為で看護婦はやってはいけないという事に決まっております。しかし看護行為、医療行為、こういう問題を整備する時に、つまり包括的な指示、個別的な指示、つまり看護婦さんに対して、個別的にどういう指示をするか、この看護婦さんには能力があるから、包括的にどういう指示をするか、その中で看護士さんそれぞれの働く仕事の分野、そういうものは意外と成立してきています。もちろん、昭和23年にこういう法律が出来ておりますから、長い歴史は持っておりますけれども、その中で紆余曲折をしながらここまで来たんだろうと思いますけれども、獣医師と獣医療の中に留意点を見るというのが定義されません、そこが大変問題である。そう考えると、なるべく早く獣医療人を確立するためには、動物看護士法を整理してそれを獣医療人と獣医療法が認識し、その中で確実な獣医看護士業務、そして獣医さんは獣医行為、その中でどこまで入ってこれるか、つまり個別的な指導、包括的な指導がどこまでいけるか、そういう事を真剣に討議していただきたい。そうでなければ、もう何年立っても動物の看護士さんは、お手伝いで、何の保証もない、こういう事になるだろうと思います。ですから、出来るだけ



池 本 氏

早く先生方のお力で、こういう方々の職域が確保されて社会に出てくる感じに近いものになるようお願いしたいと思います。

辻：非常に力強いご発言で、しかも明快でございました。つまり、獣医療に携わる、獣医療人なるものが、定義されていない、その事が動物看護法につながっていくんだという事でございました。動物看護士さんも出席されている方々もですね、こういうような事で少しずつ明かりを見い出す方向で参っていきたいと思います。

高見澤：今の池本先生の話聞いて思ったんですけれども、獣医療ということがその一般的にあまり認知されてないのではないかという気がします。もちろん、皆さんの間では、非常に認知されてると思うんですけども、一般的に見て、社会にどれだけ認知されてるのか、法律を制定してうめてやるとする場合には、やはり獣医療という概念や、業務について、一般の大衆に対し理解を訴える事はかなり必要なんじゃないか、まあ逆にその市民サイドの側からその獣医療法の確立に向けた意見や、要望が出されれば、動物看護法の制定のひとつの力になるんではないかと思います。

小松：（フロアからの発言）先程、大城さんのほうから、専門学校のほうではいかに考えていくかというご質問があったと思うんですけども、例えば、愛知動物病院の吉村さんとか私も専門学校を出てなく、突然動物病院に勤めると、その先生の考え方によって、自分で勝手に学んでいくことがあります。私の勤務する動物病院は、獣医師法とか獣医療法を考えながらその中で動物看護士に何ができるだろうかという日々の問い合わせをしているのですけれども、これから学校を出る人とか、出たばかりの人は、獣医師の元にくる前に、専門学校である程度の知識を習得してくるわけですが、先程お話ししましたように、専門学校も色々なレベルがありその指導内容が違うようとして、どういう事を学んで出てきているのかということを現場のものとして知りたいなと思います。

辻：ただ今的小松さんのご質問は、学校、専門学校でどういった教育をしているのか、カリキュラムが学校によってまちまちではないのかというテーマですね。

岩田：（フロアから）私のほうの学院では、今出した法律は私のところでは全部授業に入っております。例えば現在の獣医師は、放射線の取り扱いを行いますが、人では、放射線技師が行います。こういう問題では、動物看護士はどうすればよいかという問題があります。しかしながら一番大事なのは獣医師と動物看護士の信頼関係がありました。医療トラブルから薬事問題などいろいろありますが、最終的な全責任を指導の獣医師が責任を持つよというような信頼関係ですね。こういった事があれば、かなりの問題点は解決出来ると私は考えております。先程池本先生がおっしゃいましたが動物看護士という資格がないだけに、指導の獣医師がどこまでそれをやらせるかという裁量の問題がありますが、動物看護士を養成しております所で心配する問題点といいますと、卒業した動物看護士の方がいかに飼い主との間の信頼関係を持ってくれるかという事もあります。獣医師のちょっとした医療の問題点に対しては、そこに獣医師とそこに働いている動物看護士の間での信頼関係があれば飼い主とのトラブルは大部分解決できます。また先程の緊急処置の問題でも、獣医師と動物看護士と患者の信頼

関係がうまくいっていれば問題は起きないのですが。

雇う側で十分にそういう事を考慮して動物看護士の方々に仕事をしてもらうのが原則だと私は思っています。

田 中：（フロアから）食品安全センターの田中と申します。私自身は、実験動物というこの皆さんの中ではちょっと異質な分野の者ですが、高見澤先生に確認をしたいんですけど、先程、行政の側には、行政法であるので、無資格者が診療行為等を行った場合に、認められないだろうという話だったですね。そういう資格という問題については、池本先生からもお話を出しましたけれども、実験動物の技術者というものが、実験動物技術者協会という協会で出している資格を得て、みんな採用しているわけですね。我々の実験動物の分野というのは、獣医師以外の者が薬の投与をしたり採血をしたり、あるいは場合によっては、解剖したり、あるいは、手術をしたり、という行為が日常茶飯事にかなりの部分で行われております。そういう場合に、例えば国が完全に認めたわけではないけれども、農林水産省のほうである程度認めた団体が認証をした資格でも、社団法人などの団体が認証をした資格というような場合には無資格という言い方になるんでしょうか。我々自身も実験動物技術士を国家資格にしてくださいという事を常にいっていました。でも、もう20年経っています。これは、技術者の数が少ないとという問題があると思います。動物看護士法というものを設定するには、動物病院の動物看護士の人たちだけの分野で国を動かす事は困難だろうと思います。というもの、我々もそうなんですが実験動物をやっている人たち、あるいは動物園の飼育担当の人たちも、同じような認証の資格を持っているかもしれません。そういう人たちも交えていかないと、多分成立しにくいであろうと思います。そういう意味で例えば、任意の資格を合同させるような形で企画することが出来ないかと思っております。そこで少し任意の資格についてお伺いしたいと思います。

岡 本：（フロアから）今の話とちょっと関連して、先程の獣医師法も医療行為で、業とした場合、業務とした場合、お金をとるという事だと思うんですけども、医療行為って人間の医療の行為と違って動物の場合には、もちろん大抵所有者がいるわけで、野生動物は所有者がいないんですよね。いわゆる物扱いされている部分があると思います。また所有者の方であれば、何をしてもいいのか、もちろん動物愛護の面からも実験に使ってはいけないと思いますけれども、所有者の方であれば採血していいのかいけないのか、とか、簡単な投与とか糞便検査しても構わないのかと、それは獣医師であるとか獣医師でなくてもですね、あの自分の物にしてやって、お金を誰からも貰ってるわけじゃないんだから、自分の所有している犬だろうが馬だろうが、あるいは個人でなくて、会社レベル、あるいは学校レベルで、うちの犬なんだから、うちの馬なんだから、いいのではないだろうかということをお聞きしたいです。どちらかというと、最初の動物病院の業とした形の獣医師および動物病院の看護士の話に限定されてましたんで、飼い主もしくは所有者が、個人なり団体なりにいると思いますのでその辺を含めてお伺いしたいと思います。

高見澤：最初のご質問で、任意の資格がどうかという事なんですが、資格を色々議論する場合にです

ね、いろんな資格があると思うんですけれども、公で認められていれば、まあ行政とか法律で規制されていれば、これは全く問題とならないと思います。ところで、任意団体が認めた資格はどうかという事になると思いますけれども、そうすると、その場合問題となるのは、それがどういう団体であって、果してその任意の資格が公に認知されてるのかどうか、と言うことが判断の対象になると思います。その場合に、その団体が、例えば、まあ農林水産省が認めた公のものであってですね、それがきちんとした手続きが取られているのか、しかもそれが広く一般に行われてるという事であれば、一つの資格として恐らく認められるだらうと私は思います。ただ、ややこしいのは、今いった要件について、個別的な判断をどうしてもしなければいけないという事だと思うんですね。法律や行政が認めていればそれだけでもってひとつの資格として公のものになりますけれども、任意の資格であるとすれば、今いった要件の判断が必要になると思います。ただ、行政が関与してその監督下にあるものが、一定の要件で認められていれば、公の資格に準ずるものとして考えて構わないと思います。次の質問の、自分の動物に関する事なんですけれども、これが悪いか正しいかは別として、今法律では、その動物は物として扱っているわけですね。ですから、仮に動物を怪我させた場合は器物損壊という概念であります。現在の法律の中では、動物愛護の精神というの、まあ残念ながらそういう主旨というのは、民法などには全然入っていません。じゃ自分の動物は何をしてもいいのかっていうことになると、これも単に結論だけいってしまえば何してもいいという事になると思います。なぜかっていうと、自分の所有物だということになると思うんで、基本的にはですね。しかし、その何をしてもですが、ここでは、お話ししなかったですが、『動物の保護及び管理に関する法律』というのがあって、「何人も動物を殺し、傷つけ、または苦しめないようにするのみでなく、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない」という法律はあります。ただ原則からいえばですね、やはりその所有の物に対する行為というのは、その所有権というひとつの権利が、一応動物に対して認められているというか、あるというふうにみなされてますので、虐待とかそういうのでない限り、原則として自由ですので、自分の動物に対する治療行為などは、それは法律の対象にならないというふうに考えて構わない。先程ちょっと出た業務というのはですね、あの業務という概念は、色々の所で法律で出てくるんですけれども、一番出てくるのが、刑法の業務上過失致死、業務上過失傷害というんですけれども、この業務の概念というのは、反復継続することですね。反復継続してしかも、それが社会と何らか関わりを持つこと。ですから、車の運転で無免許者が車を運転して、例えば人を傷つけたとしても、これは業務上の過失傷害とか過失致死とかいうことになるわけですね。行政の免許をもっているかということは、関係ないです。ちょっと話は長くなるんですけども、業務として、自転車かなんかに乗っていて、人に怪我させた場合にこれが果して業務といえるのかどうか、という問題になるんです。細かい話になりますけれども、競輪をやっている人が、自転車に乗っていて怪我させた場合には、業務上過失傷害というふうに認められた判例がありました。それはなぜかっていうと、競輪の選手の場合には、スピードを出すので、その業務によって危険性が高いとい

うことですね。で、先程の自分の動物の事に関しては、基本的にはその個々の限られた範囲内で、社会生活とは別離された状況下にありますので、基本的に業務の概念から恐らく除外されるだろう、そういうふうに思います。

辻：ありがとうございます。つまり、実験動物施設とかそういった事に属する施設内で、その会社の所有する動物というような解釈でよろしい、どうでしょうか。そうなりますと、様々な法的な範疇からは外れそうだというような事でよろしいでしょうか。

高見澤：はい。

岡本：先程の業務上過失なんとかっていうことで、ちょっと教えて頂きたいのですけど、先程先生が、たとえ受け付け業務だとしても動物看護士がやった行為は、獣医師の側に責任があるとおっしゃいましたけれども、ではその逆にですね、獣医師は動物看護士の行為、どのくらい責任をとれるのかな、という事ですね。例えば、この動物、入院したい動物をきちんと入れとけ、という時にうっかりして逃がしちゃったという時に、雇用側の獣医師はその動物看護士の責任をどのように考え、どう様に考えるべきでしょうか。

高見澤：あの今の本質も、一般的に民法の715条の使用者責任の中で、その使用者が、使用者というと労働者ですね、労働者に対してその損害賠償を請求できるかという規定がありますので、原則としては、恐らくその規定によるんだろうと思いますね。ただその場合に問題となるのが、獣医師の側でどこまで指導監督をしたか、という指導監督の適切さが問題となります。きちんとした指導監督をしなかった場合には、獣医師の側にも責任があるとみなされてその動物看護士のほうの責任を100%追求する事は、原則として出来ないんじゃないかなと思います。一般的にどういう割合かっていうのは、ちょっと個々的には判断は出来ないんですけども、動物看護士のほうでですね。獣医師の指揮を100%無視したような場合じゃないと、その責任を追求できる余地というのが、なかなか責任を追求する余地が乏しいのではないかというふうには、一般的に考えてよろしいんじゃないでしょうか。基本的にはその契約の主体、クライアントとの関係では、契約の主体は獣医師ですので、獣医師が責任を負って、動物看護士が責任を負うのは、その獣医師の指揮、命令などを一方的に無視した、特異な場合に限られると、こういうふうに考えてよろしのではないでしょうか。

辻：ありがとうございます。あまりそういった認識が必要であっても、つまり、動物看護士さんが法的根拠になくて、今、病院もしくは仕事場で悩んでおられる時に、その難しい負担がまた増えるような感じでも、非常にまずいのではないかと思いますし、またもっと明るい展望がここで見える事が、少しでも出来ればと願っているわけでございます。

斎藤：（フロアから）貴重なご意見を色々と、ただただ拝聴しまして感激しております。法律本来に関して、私たち獣医師の間だけで、あるいは動物看護士を含めて、いったいどうなんだろうと考えていても、非常にらちがあきませんので、こうやって法律家の先生方のご意見を拝聴した事は、非常に有意義だったと思います。私たち獣医師が今考えなくちゃならない事というのは、獣医師の意識をはっきりと方向づける事じゃないかと思っております。つまり、動物看護士の皆さんには、高い意識を持ってこられているということは非常に感じております

す。特にこういう所に出てきて学ぼうという方はそうなんだろうと思います。ところがやはり、獣医師の気持ちと動物看護士全体の気持ちの間にまだまだ、あの相互理解出来ていない部分があるんじやないかと思いますので、こういう機会を捉えて、動物看護士の皆さんからも活発に意見を聞かせて頂くということは、今後の方向性に対して非常に有意義な、役に立つことだというふうに思います。それから職域法に関して、職域法といつていいのかどうか、看護士法というようなものが、この学会から要望が盛り上がって出て来て、出てくるような方向性になってくると、私としては一番嬉しい事だと思います。ただし、獣医師法もそうですけれども、法律に縛られる、あるいは法律が制定された時に、逆に自分たちの首を締めてしまうような法律になってしまふ、そういう事がえてしてあるんではないかと、それを考えますと、あまり性急に事が進んでいきますと、私たちの頼んだ事はそんな事じゃなかったと、いうような事にならないように、もっともっと個々の動物看護士の方々がそれに対して意識を持って頂く事、それ以上に、それ以上といっては申し訳ないけれども、意識の低い獣医師さんたちも一部にいます。そういう獣医師全体のコンセンサス、つまりその獣医師というのは、小動物の獣医師ばかりでなく、もちろん動物園、それから個々の実験施設、そういう所の獣医師を含めて、獣医師サイドの考え方の納得のいく線というのが出てくるのが大切なというふうに今思いました。

**辻**：ありがとうございました。そうですね、やはり私たち獣医師が獣医療には、どうしても看護士さんというものがなくては、獣医師の発展はないんだという事の自覚がまず最優先課題だと思いますね。それをしっかりやらなければ、例えば、人間の医療の中から看護婦さんが全ていなくなると、これでは医療が成り立ちません。それと同じようにどうしても獣医療の発展と申しますか、裏返せば、社会の要望ですね。今や動物、ペットについては、特に家族動物というような観点で、皆様飼い主の方々の認識が高まっておりますから、そうした要望に応（こた）える意味での獣医療というのは、どうしても看護士を考えずには発展も存在もないというような意識を、まず獣医師が持るべきだというふうに思います。

**会員**：（フロアから）あの獣医師法の中には、守秘義務義務というのがございますか、それから看護婦の場合には、そういうことが看護婦法に書かれているわけですけれども、動物看護士にはそういうのがございません。ないというより資格がないから、今の動物看護士には守秘義務はどの程度まで要求されるのか、お聞きしたいんですけれども。

**高見澤**：獣医師法には、ございません。守秘義務の問題はですね、あの守秘義務が問題となるのは、2つあると思います。ひとつはその法律で守秘義務が規定されている場合、今お話になっているように医師とか弁護士や公認会計士は、法律上守秘義務というのが明記されてますので、じゃ明記、法律で明記されてなければ守秘義務はないのか、というと、これはそうでもなくて、要するに契約に基づいて守秘義務が発生する場合は、これは当然あります。今の場合で、当然動物看護士は獣医師との間に雇用関係がありますので、それを雇用契約の付随的な義務として守秘義務は当然出てくるのだろうと、いうふうに思います。守秘義務というのは、別に雇用契約に明記される必要はありません。解釈として当然そういう事が必要なんだ

ということが認められればいいわけです。その必要性のほうというのは、社会通念で判断するしかないわけですけれども、一般的にその診療行為に関わるような問題については、やはりその動物看護士には対獣医師との関係については、やはり守秘義務というはあるというふうに考えたほうがベターじゃないかと思います。それは雇用契約に基づく付隨的な義務として、やはり守秘義務はあるんだろうと。それともう1点、先程の池本先生がおっしゃった点なんですけれども、日本の、刑法にしても民法にしても、その明治時代のものが相変わらず使われていて、それを現代において適応しているわけですね。したがって、その動物愛護とかですね、そういう観点というのは、欠落していて、期待するのが無理なんですね。それは、じゃどうやって補うかっていうと、まあ特別法で制定するとか、あるいは、その解釈によって導き出すしかない訳です。ひとつの解釈論として、いわゆる民法の709条の違法性の要件として違法性という事があるんですけども、違法性の有無を判断する上で社会通念上、受認すべき限度を超えた場合には、違法となります。それは社会との関わりを持って、基本的には人格権の侵害だといわれてるんですけども、憲法の13条に幸福追求権という規定がありますけれども、その規定から導き出される人格権によって、人というのはですね、何事も私生活をみだりに犯さない権利というのがありますので、著しい違法な行為に対しては、限度を超えたものとして損害賠償を請求出来るという、こういうふうな解釈になっております。以上です。

司会：ありがとうございました。長時間にわたって、動物看護士の今日的なテーマと将来的なテーマの検討をいたしました。しかしながら、はっきりとこういう手段とこういう方法を持って望めば、看護動物法なるものが制定されるのではないかという具体的な方策は、もちろん今日見つける事は出来ませんでした。しかしながら、私たちとしては、どうしても動物の看護という領域は獣医業全体、獣医師全体からして必要であると思います。将来に向けて、一日も早く動物看護というものが、法的にも社会的にも確立することを願って、本日のシンポジウムをしめたいと思います。どうも長い間ご苦労様でございました。（拍手）

【原 著】

# 人間は動物の知能をどのように評価するか

渡辺 茂・稻垣節子<sup>1)</sup>

## 要 約

平均18.8歳の成人に37種の動物の知能、意思の疎通、親しみやすさ、人間にとて役に立つか、を質問紙によって評価させた。その結果、知能ともっとも相関が高かったものは親しみやすさであった。また、知能については哺乳類とそれ以外の動物に評価が分けられるが、意思の疎通では哺乳類、鳥類、それ以外がそれぞれ別のグループに、また、親しみやすさでは哺乳類と鳥類は分けられていないが、哺乳類と爬虫類・魚類は別のグループになっている。一方、人間にとて役立つかという観点では哺乳類、鳥類がひとつのグループになっていた。

動物の知能や高次認知機能を扱った論文や書物は数多く出版されており、最近の動物心理学ないし比較認知科学のひとつの方針である。それらの動物そのものの研究とは別に、一般人が動物をどのように見ているか、という動物観の研究も重要な研究領域だと考えられる。とくに動物看護学は、動物そのものと飼い主の両方に接するものであり、動物の行動の理解とともに、飼い主が動物をどのように評価しているかを理解することが必要になる。

このような動物観の先行研究としては Banks & Flora (1977) が 8 種の動物の知能を評価させている。さらに、中島 (1992) は 60 種におよぶ動物の知能の評価をさせている。また、動物の知的活動の内容については Rasmussen et al (1993) がイヌ、ネコ、トリ、サカナについて知覚、感情、道徳性、夢、あそび、記憶など 12 種類の心的機能の評価をさせ、因子分析を用いて検討している。

本研究は、知能の評価以外に意思の疎通、親しみやすさ、人間に役に立つか、といった側面についても評価させ、それらの関係を分析したものである。

## 方 法

被験者：男子 86 名、女子 110 名の合計 196 名の高校生と専門学校生を対象とした。年齢は 14 歳から 22 歳で、平均 18.8 歳だった。

1) 慶應義塾大学文学部心理学科 東京都港区三田 2-15-45

TEL 03-5443-3896

swat@flet.keio.ac.jp

**質問紙**：質問は4項目からなり、1) 人間を100としたときのその動物の知能はいくつくらいと評定できるか、2) その動物とどのくらい意思の疎通ができるか（5段階評価）、3) その動物はどのくらい親しみやすいか（5段階評価）、4) その動物とどのくらい人間に役にたつか（5段階評価）、である。

種は哺乳類19種（ネズミ、ライオン、クマ、ゴリラ、キツネ、タヌキ、オランウータン、ウサギ、チンパンジー、パンダ、ゾウ、ニホンザル、ヒツジ、ネコ、ブタ、イルカ、ウマ、ウシ、イヌ）鳥類9種（カラス、フクロウ、タカ、ハト、スズメ、オウム、キュウカンチョウ、ツル、ニワトリ）、爬虫類4種（トカゲ、ワニ、ヘビ、カメ）、魚類4種（メダカ、キンギョ、コイ、サメ）、両生類1種（カエル）であり、被験者ははじめにすべての種に目を通してから、質問紙に記入するように求められる。

**結果の処理**：結果は種ごとに評価値の平均を算出した後、哺乳類、鳥類、その他にわけて分析した。

5段階評価が間隔尺度になっているかどうかは疑問であるが、5段階評価の背後には評価の連続性があるものと仮定し、間隔尺度として扱った。したがって、分析には平均値の一元配置分散分析を用い、また各評価間の相関はピアソンの偏差積率相関関数を用いた。

## 結 果

図1は知能の評価の平均値を高得点のものから並べ替えたものである。1位はイヌで8位までを哺乳類がしめる。哺乳類、鳥類、その他で評価に差があるかどうかを一元配置の分散分析にかけると $F = 4.71$ （自由度34、2、 $p < 0.05$ ）で有意であり、要因間の差は哺乳類はその他の間で有意だった（Fischer's PSLD,  $p < 0.01$ ）。したがって、哺乳類とそれ以外の動物で知能の評価がわかれると考えられる。

図2は意思の疎通をやはり高得点のものから並べかえたものである。イルカが1位、イヌは2位である。7位までを哺乳類がしめ、その次にキュウカンチョウ、オウムという物まね鳥がくる。分散分析は $F = 22.22$  ( $p < 0.0001$ ) で有意であり、すべての要因間にも有意な差が認められた ( $p < 0.05$ から $p < 0.001$ )。すなわち、哺乳類、鳥類、それ以外という序列で意思の疎通が可能と考えられていることがわかった。

では、意思の疎通と知能の評価の間にはなんらかの関係があるだろうか。図3は両者の関係を示したもので、両者の相関係数は0.69である。したがって、意思の疎通ができると思われる動物ほど知能も高く評価されている傾向が認められる。全体に哺乳類が右上、爬虫類、魚類が左下に位置する。飛び離れた値を示すのがウサギで、意思の疎通はそれほどでもないが知能は高く評価されている。

図4は親しみやすさを図示したもので、やはり、イルカとイヌが1位になり、サメが最下位である。知能の場合も意思の疎通の場合も哺乳類、鳥類以外のものが高位に来ることはなかったが、親しみやすさではキンギョとカメが8位に並んでいる。分散分析は有意であるが ( $F = 3.88$ ,  $P < 0.05$ )、要因間の有意な差は哺乳類とその他の間にだけ認められる ( $p < 0.01$ )。親しみやすさと知能の関係は図5に示されるが、相関は極めて高い ( $r = 0.85$ )。

役に立つことを分析したのが図6であるが、1位にイヌとニワトリが並ぶ。しかし、ニワトリ以外

は12位まですべて哺乳類である。分散分析の結果は有意で ( $F = 11.02$ 、 $p < 0.0002$ )、要因間では哺乳類とその他 ( $p < 0.0001$ )、鳥類とその他 ( $p < 0.05$ ) の間に有意な差があり、哺乳類、鳥類間には差が認められない。したがって役に立つという点では、哺乳類、鳥類とそれ以外という区分が成り立つ。役に立つことと知能の関係は図7に示される。相関は一定に認められるが ( $r = 0.64$ )、ウシ、ニワトリのように役には立つが知能はあまり評価されない動物もいる。

分散分析の結果をまとめて図示したものが図8である。知能については哺乳類とそれ以外に分けられるでか、意思の疎通では哺乳類、鳥類、それ以外がそれぞれ別のグループになっている。親しみやすさでは哺乳類と鳥類、鳥類と爬虫類・魚類は分けられていないが、哺乳類と爬虫類・魚類は別のグループになっている。一方、人間にとって役に立つかという観点では哺乳類、鳥類がひとつのグループになっている。

### 考 察

本研究の結果は知能、意思の疎通、親しみやすさ、の評価が相関はあるもののそれぞれ動物の異なる側面を反映していることを示す。一般的にはどの場合でも哺乳類、鳥類、それ以外の順に評価が高いが、図8でしめされたように、それらの動物をどのようにグループ分けするかはどの側面を評価するのかということによって異なってくる。

知能は当然脳の発達と関係すると考えられる。さまざまな動物の脳重と体重の関係を調べると、哺乳類・鳥類の脳を発達させたグループと爬虫類・魚類のあまり発達させなかったグループに分かれる (Jerison, 1973)。本調査の結果では、知能の評価はむしろ哺乳類とそれ以外に分かれており、脳の進化と知能評価とは明白な関係はない。もちろん、被験者たちは脳の比較解剖などの知識はなく、かれらの動物の知能観は脳の進化とは別のかたちで形成されたものであろう。

知能に関しては、中島 (1992) が120名の大学生で無脊椎動物をふくむ60種の動物の知能を本調査と類似の方法で調べているが、本調査と共通の動物種37種で相関（偏差積率相関係数）を計算すると0.47であり、動物の知能の評価は必ずしも安定したものではないことが示唆される。最高点は本調査ではイヌの91点であるが中島ではチンパンジーの75点である。また、中島の結果では靈長類がまとまって高得点であるが、本調査ではチンパンジーはイヌ、ウマ、ウサギ、イルカ、ゾウなどより低くやっと7位に登場する。さらに、ゴリラ、オランウータンなどはタヌキやキツネよりも低く評価されている。

したがって、本調査でみるかぎり、知能の評価は分類学上の類縁関係とはあまり関係がない。本調査の被験者は心理学の講義をまったく受けていない専門学校生であるが、中島の場合は心理学専攻の大学生を対象としているので、それが動物観の違いに影響しているかもしれない。

動物観は一つには直接動物に接することによって形成されるであろうが、書物や他のメディアを介して間接的にも形成されるであろう。中村 (1984) は人が動物に変身する物語を調べているが、今昔物語ではヘビが10例でもっとも多い。ついでウシの5例で他は1例しかない。また、近世の説話における動物が人間に変身する話ではキツネが43例でもっと多く、タヌキの29例、ネコの5例が続く。これらの過去の物語と現在の動物観とは直接比較できないであろうが、本調査では知能、意思の疎通、

親しみやすさ、のいずれの側面においてもネコ、タヌキ、キツネの順で評価が高く、変身潭での出現頻度とこれらの側面との関係はあまりなさそうである。

以上を総合すると、動物の知能評価は脳の進化や分類学とは独立した人間の動物観を反映していると思われる。今後、どのような動物が知能のどのような側面をもっていると考えられるのか、知能の内容に踏み込んだ研究が期待されよう。

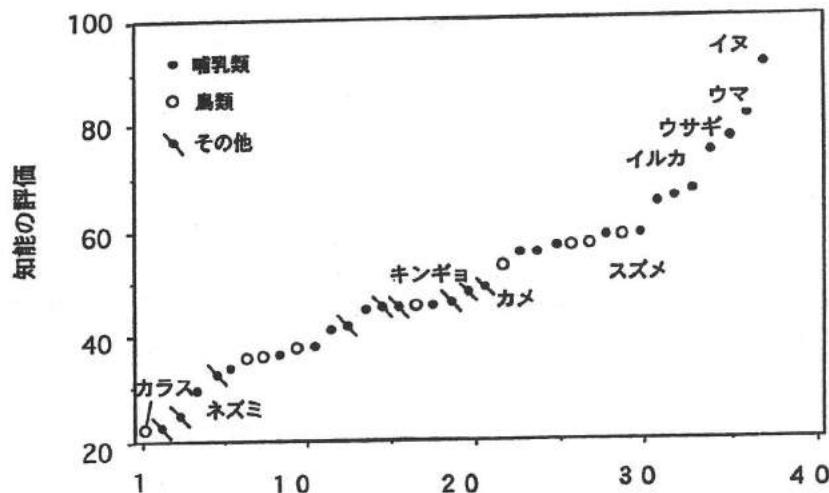


図1 人間を100とした場合の動物の知能の評価。

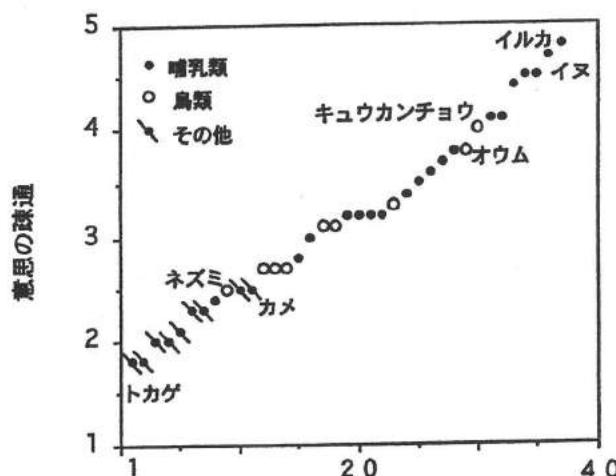
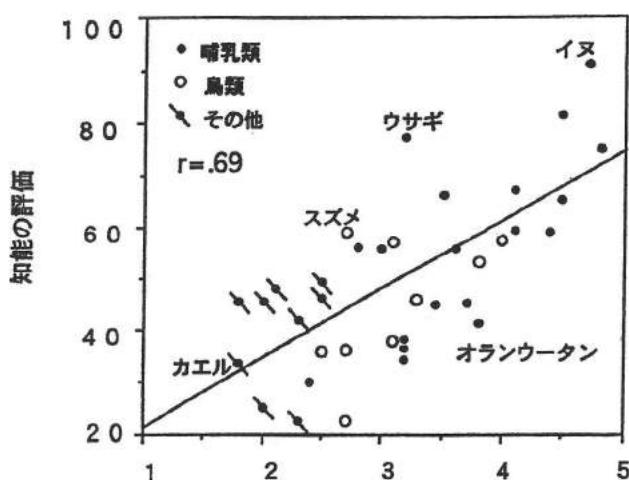
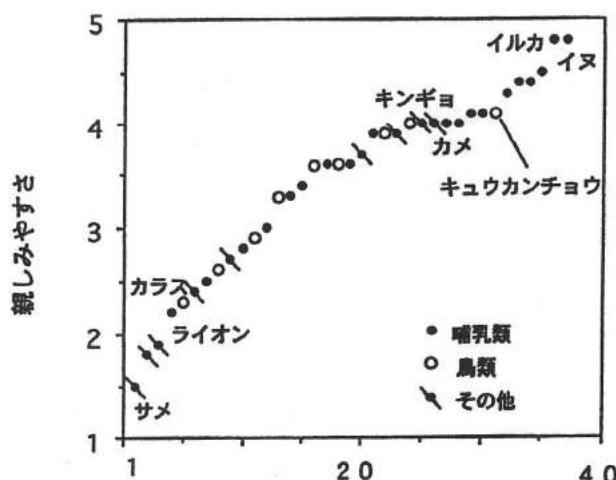


図2 意思の疎通の評価。5が最も疎通ができる場合である。



意思の疎通

図3 意思の疎通と知能評価の関係。



順位

図4 親しみやすさの評価。5が最も親しみやすい場合である。

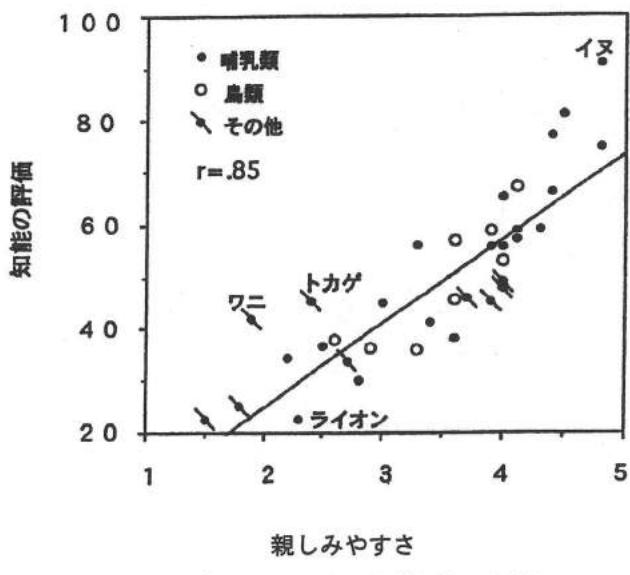


図5 親しみやすさと知能評価の関係。

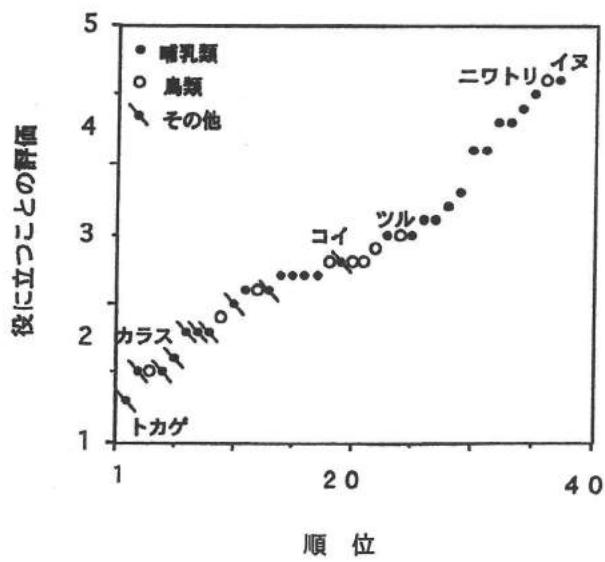


図6 役に立つことの評価。5が最も親しみやすい場合である。

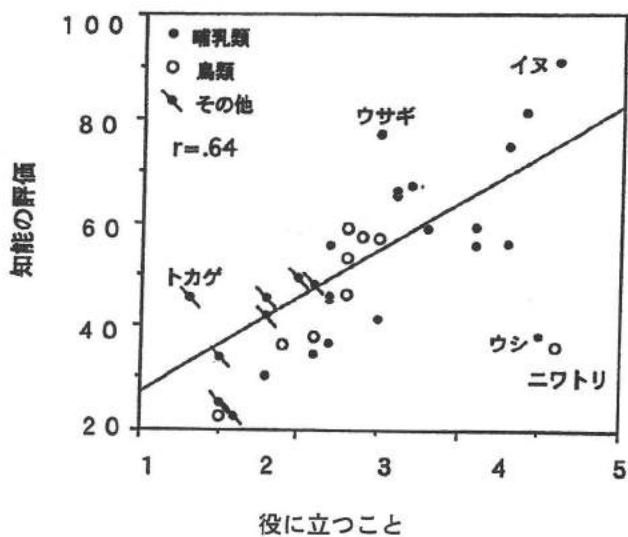


図7 役に立つことと知能評価の関係。

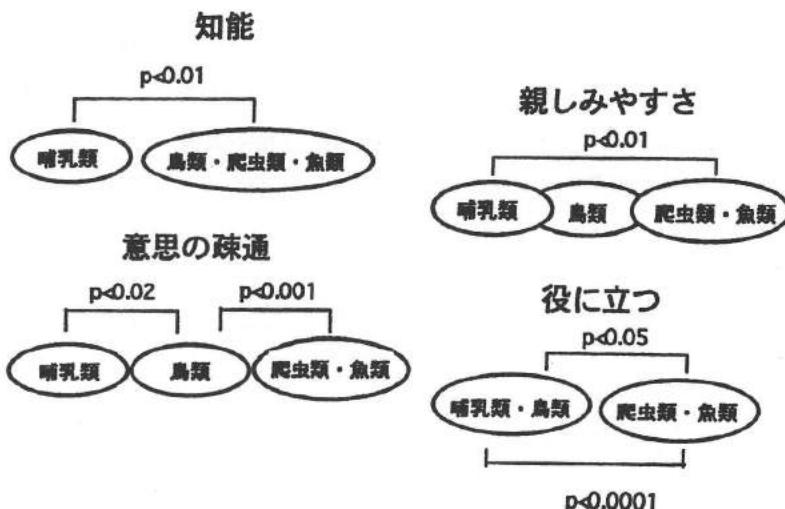


図8 動物がそれぞれの評価でどのようにグループ化されるかをしめしたもの。

#### 引用文献

- Banks, W. P. & Flora, J. 1977 Semantic and perceptual processes in symbolic comparisons. *Journal of Experimental Psychology: Human Perception and Performance*, 3, 278-290.
- Jerison, H. J. 1973 Evolution of the brain and intelligence. Academic Press
- 中村禎里 (1984) 「日本人の動物観」海鳴社
- 中島貞彦 (1992) 動物の「知能」に対する一般学生の評価 基礎心理学研究、11、27-30
- Rasmussen, J. L., Rajecki, D. W., & Vraft, H. D. 1993 Human's perception of animal mentality: Ascription of Thinking. *Journal of Comparative Psychology*, 107, 283-290.

【短報】

# 人間と犬の絆を求めて

——マルゴリス・マヌーバーの基本コンセプト——

コンパニオン・ドッグスクール

家弓智子

## 序

犬の訓練というと、警察犬や盲導犬の様に厳しい訓練の過程を経て人間の命令に忠実に従う犬を育成することであり、一般の家庭犬には無用なものと考える人々が多いのではないでしょうか。

しかし、密集した住環境や室内での飼育が可能な犬種の普及により、飼い主側が抱える問題も増えているのが現状です。問題を取り除くことは、飼い主が満足することだけでなく、犬にとっても幸せな生涯を送るための大切なステップです。問題を取り除くことは、飼い主が満足するだけでなく、犬にとっても幸福な生涯を送るための大切なステップです。

犬が元来、飼い主を喜ばせることに生きがいを覚える特性を具えており、その特性を理解し、考察された訓練方法がマルゴリス・マヌーバー（マルゴリス氏の訓練法）です。マルゴリス・マヌーバーはLove（愛情）、Praise（褒めること）、Affectin（優しさ、愛情の表現）の三要素を基本として、人間と犬との最も望ましい共存関係をアプローチします。

## 基本の三要素について

マルゴリス・マヌーバーが重点を置き、基本とする三要素をご説明いたします。

### Love（愛情）

愛と訳されますが、訓練では犬を理解し、忍耐力を以て接し、常にフェアであるよう努める意味も含めます。

### Praise（褒めること）

褒めることです。褒める行為が訓練に対する意欲を養います。人間が喜びを感じていると犬に知らせる表現方法が、“褒める”ことなのです。前述した、犬の自然的欲求である“喜ばせることに生きがいを覚える特性”からご推察いただけますように、犬は褒められることにより、喜んで学ぶはずです。「訓練は嫌なことではなく、楽しいことだ」と教えます。

Praiseの方法としては、声（犬は高いトーンの声を好みます）や手で優しく撫でてあげます。

### Affectin（優しさ、愛情の表現）

日本語では情愛や好意と訳されますが、英語的なニュアンスでは、愛の表現方法と言った方がいいで

しょう。Love や Praise の表現、また慈愛や優しい心も含みます。

### 信頼関係について

基本の三要素から導き出される訓練方法は、「犬にとってお仕置きは不必要である」という結論に到ります。

どんな、方法であるにせよ、犬を傷つけ、怒鳴り、叩き、支配しようとするることは誤りです。叱る人間、叱られる犬、どちらにとっても不幸な状況と言えましょう。なぜなら、お仕置きは犬の個性を破壊し、ネガティブな性格をつくり出すばかりでなく最悪な場合は飼い主が（場合によっては犬も）負傷する事態が起こるからです。罵声を浴び、ぶたれた経験を持つ犬は、人間の挙動についても怯え、萎縮した犬になります。もし、壁際に追い詰められれば、恐怖心から相手に立ち向かうことも予想されます。このような犬を訓練する訓練士は、自分が危害を与えない存在であると犬に知らせて信頼関係を作ることから始め、徐々に人間に対する不信感を取り除いていきます。

信頼関係を作るためには、人間の身体や声が犬にとってポジティブなものであって、決して苦痛を与えるための道具であってはなりません。犬と同居する家族も、同様であることは言うまでもありません。

### 訓練について

基本訓練は、飼い主と犬とのかけがえのない絆を妨げる障害を取り除くことを目的とします。信頼関係、つまり“絆”があってこそ犬を服従訓練することが可能になります。まず犬に自分を好きになってもらい、信頼を勝ちとる—それが服従訓練を始める前に来なければなりません。

訓練士の多くは、犬を服従させる訓練に走りがちですが、それは病気を根本から治療するのではなく、表れている症状を押さえ込むことと同じです。一方的に犬を訓練するのではなく、犬も人間も双方が幸せに共存できるための橋渡し役を演じることが、訓練士のあるべき姿です。恐怖心から服従する犬でなく、喜んで人間の言うことを聞く犬になるよう訓練することが、服従訓練のスタートでありゴールです。それには、飼い主にも、問題の原因を探る上で必要な質問に答えてもらいます。飼育方法、年齢、購入先などから、訓練士はそれらが導き出す犬の行動を分析し、犬側の代弁者となって飼い主に犬への理解を促します。問題の大多数が飼い主側の犬に対する認識不足から発生していることを知らせるのも、訓練士の大切な役目です。

Love (愛情)、Praise (褒めること)、Affection (優しさ、愛情の表現) を基本とする訓練方法は、犬の個性を損なわずに人間が犬と共に楽しい社会生活を送る上で、最良の訓練方法です。

### 性格について

マルゴリス・マヌーバーでは、個々の犬の性格に合った訓練を行うことも特徴の一つとしています。ここでは、その基準となる犬の性格形成についてご説明致します。犬の性格は、二つのカテゴリーに分類されます。

## 1. 特性

人間が目的のために作りだした気質を含む。例えばワイマラナーは狩猟本能、柔らかい口、持久力、そして頑健さを具えています。また、ジャーマン・シェパードは知性、適応力、訓練能力、そして番犬としての本能を具えることを考慮されて繁殖が行われました。

すべての繁殖種（ブリード）は、このような過程から遺伝的に組み込まれた精神的特質を以っています。それが、種を示す標準のひとつになりました。

## 2. 個性

犬の行動を決定付ける、脳に記憶されたすべての事柄は大部分は両親や祖父母から受け継いだ遺伝的、先天的なものです。それ以外の部分は種類によって多少の差はありますが、だいたい生後12週間までに、犬が生涯持つ性格が固まり始めます。（注：マルゴリス氏は、社会性、環境等から犬の持つ性格は生後1年位までに固まるとしています。）

### 社会性と環境

遺伝的な個性や特性を後天的に変革するのは難しいところですが、社会性と環境から形成される部分の性格は、人間の接し方次第で大きく左右します。

子犬の社会性を養うには、生後7週間を母親や兄弟姉妹と過ごすことが理想です。その間、子犬は他の犬との関わり方や、母親が授ける教えと温もりと安心感を学びます。母親離れが早すぎると、子犬の性格は改革不能なダメージを受けます。

犬が社会的に人間への関心を持つ時期は、生後7～12週の間に始まります。この時期に人間にどのような扱われ方をしたかが極めて重要です。

最初の12週間の大部分をケンネルや檻の中で過ごした犬は、狭い範囲の世界しか知らないので、外界に直面する時に脅え、引っ込み思案になります。人間との関わりも浅いため、人間に馴染みにくくなります。逆に、その時期に家庭（飼い主）に引き取られて人間と楽しく遊んだり、愛情を込めて抱き上げられた経験を持つ犬は、心根の優しいペットになるでしょう。

子犬の時期におかれた環境が、その後の犬の個性に大きく影響を及ぼします。草や木、虫や動物など、外界の自然と接触できる機会や、必要に応じてガムなどの玩具を与えられた子犬は、明るく元気で愛情艶やかな犬になることは間違ひありません。

### 性格の分類について

犬の性格は6種類に分類されます。

下記のタイプのうち、ひとつだけ有している犬がいる一方、6タイプすべてを具えている犬もあります。

一匹の犬でも、ある時期は聰明で素直、ある時期は好戦的、またある時期には頑固に見えたりするものです。問題は、どれが一番大きな割合を占めて表面に表れるかです。

## 1. Responsive

ハッピーでアウトゴーイングで、愛情深く、敏活、好奇心が強く、犬の自然な欲求である“人間を喜ばせること”を素直に表します。名前を呼べば、すぐに反応して尻尾を振り、楽しげに走って寄ってきます。人間の命令に、積極的に応えようとします。

## 2. Nervous

エネルギーで絶えず歩き回ったり嗅いだりします。注意力が散漫なので訓練するには難しいタイプですが、獵犬としてはエネルギーで生きるでしょう。散歩のときなど、飼い主より先に歩く傾向があり、良く巷で見受けられる“犬に引かれて散歩している飼い主の図”は、まさにこのタイプの特徴を表します。Nervousな気質がネガティブに表れる場合は、通常、遺伝的なミスマッチが原因となっています。

## 3. Shy

臆病で恥ずかしがり屋で、脅えやすく、引っ込み思案です。家具の下に隠れたり、聞きなれない音を怖がるかもしれません。散歩時、飼い主の後ろについて歩くようなタイプです。この気質は遺伝的なものと不当に扱われた経験のコンビネーションが生んだ結果といえます。

## 4. Sedate

静かで、呑気で、内向的です。もって生まれた無気力さからか、熱意に対する表現力に乏しく、寝てばかりいます。従って、動きを強いられる訓練に対して反抗の態度を見せることもあります。しかし、いったん訓練に馴れると、コントロールし易くなります。

## 5. Aggressive

噛みつき、唸り、吠え立て周囲を驚かす攻撃的な犬です。この気質は遺伝的、ミスハンドリング（不当な扱い）によるもの、または、兄弟姉妹との関わりが十分でない場合や母親離れが早すぎたため、あるいはそれらがすべて複合して招かれた結果です。攻撃性の予想が付かぬ時、訓練する上では、もっとも注意を払わなければならない犬です。人間や他犬にたいして強い不信感または、優越感を抱いているので、親愛の情を見せて、すぐに噛みつこうとします。

## 6. Stubborn

強情で意思が強いため、意地悪で執念深いと誤解されがちですが、しばし、行為の趣旨を証明するために自分自身の楽しみや、心地よいことを諦めるほどの意思力を発揮します。仮に「Down」を命令したとします。この犬はゆっくり寝そべりますが、お腹をつけず、宙で支えます。お行儀良く、きちんとその状態を保ち、時には貴族然として前足を組んでみたりします。命令に対して文句をいうのもこの性格の特徴です。

本来の性格は意地悪という誤解からほど遠く、フレンドリーでアウトゴーイングです。一旦訓練に

馴染めば、性格の良い面が表れ、素晴らしいペットとなるでしょう。

性格を占める割合にランク付けをする際、攻撃的、臆病な要素が認められた場合には、まず最初に“攻撃”を掲げ、次に“臆病”がきます。残りの部分の性格は、割合が多い順になります。

たくさんの犬を預かる立場にあるケンネルでは、犬と世話係のハンドリング・レベルを1～5に分け（数字が大きい程扱いにくい）、世話係のレベルで扱える犬を決めます。また“攻撃”“臆病”とも、噛みつく危険性が考えられるため、ハンドリング・レベルや、犬の名前等と一緒にその旨を一枚のカードに書き込み、各犬舎に掲げます。このカードの目的の一つは、世話係や他の人間、または犬の接近に注意を促すことです。

### 「マルゴリス・マヌーバーの基本コンセプト」を結ぶにあたって

マルゴリス・マヌーバーの全貌をご説明するには、膨大な枚数を必要といたします。具体的な訓練方法のひとつひとつを詳細にご紹介することも大切と存じますが、まずは基本コンセプトをお伝えしにくく、概略としてここにご報告いたしました。

ご一読いただいておわかりと思いますが、マルゴリス氏の訓練方法に貫して流れている氏の哲学とも言える趣旨は、愛情を以て犬に接することです。

愛情とは、単純に可愛がることではなく、性格を認識し、理解して接することではないでしょうか。そこから、双方の信頼関係が生まれ、しっかりとした絆が結ばれることでしょう。

また、「犬」という箇所を「人」に置き換えた時、マルゴリス氏のコンセプトが、人間の子どもを育てる過程と酷似していることに気づきます。

人間も犬も、育つ過程で必要なことは全く同じといつても過言ではないと考えます。人間は、手放しで親から愛を受ける時期を経て、家庭の位置関係や社会性を学んでいきます。現代社会では、家族の中で誰がリーダーなのか、理解しない子どもが増えつづけていますが、その背景には、子どもを玉座に乗せてしまっている親が多いのではないでしょうか。

同様に犬を我が子のように玉座に乗せている飼い主もいることでしょう。野生の群れの中で暮らす犬には、それぞれのランクがあり、一匹一匹の役割や位置が定まっています。雄犬の大半はリーダーの座を狙い、隙あらば押し上がろうと試みます。家庭で人間に飼われている犬も野生の本能により、家人たちを自分なりにランク付けしています。誰がリーダーなのかメッセージを送らなければ、犬は自分自身がリーダーであると思い、それが行為、行動に表れて、様々な問題を引き起こします。マルゴリス氏の訓練方法は、もっとも基本的な事柄に気づかされます。犬にとってだけでなく、飼い主である人間にとっても良い経験をする機会になる…。

それがマルゴリス・マヌーバーの優れた点であり、普及を勧めたい理由です。犬の訓練を通して、一人一人がポジティブな意識を増し、諸問題を解決する道への糸口になることを望みます。

## 実験動物施設における飼育管理

(株)アニマルケア

森 岡 一 憲

実験動物施設で動物管理を行っている(株)アニマルケアの森岡と申します。本日は現在実施している犬を中心とした動物の管理と看護の内容を紹介いたします。

我々の施設では、約200頭の犬を研究用として管理しておりますが、ペットの動物とは異なった条件にありますので、まず、動物看護を述べる前に我々の管理飼育の基本条件を述べます。

1. 動物は、生まれてから自然に死亡するまで、すなわち生涯飼育管理をしている。2. 観察記録や病歴などが正確に保存されている。3. 経済的な負担は考慮しない。4. 統御された環境条件下で飼育している。5. 成長期には専用の施設で運動させ、日光浴対策としては、人工太陽灯を設置している。(その効果は科学的に屋外飼育の場合と同じである事を確認しております。) 6. 管理スタッフが多く、その多くは技術者の資格を持っている。7. 毎日の施設内の作業内容の検討及び連絡等の運営体制がある。8. 動物との触れ合いを多くする、などです。

以上のような条件がありますので、動物の看護は、次のような基本的な考え方で行っております。

1. 日常の健康管理を厳格に実施して疾病の予防に努力する。2. 各種訓練や観察記録結果によって客観的な判断を行う。3. 獣医師の判断及び責任下で看護を行う。4. 疾病に対しては、苦痛の緩和を優先して処置する。5. 安楽死は原則として行わない。この中で最も重要な項目は第1項と考えております。

我々の施設では、生涯飼育を実施している事から疾病動物だけでなく、看護の必要な老齢の動物も多くいますので、日常の健康管理は、以下のようないくつかの項目について行っています。毎日の動物の観察は、出勤直後、給餌やケージ洗浄時、帰る前の1日3回です。観察項目は1. 行動、2. 食欲、3. 粪尿、4. 外貌(外傷、脱毛などの状態)、5. 発情の有無などです。健康チェックを目的とした定期検査として、血液検査及び血清生化学検査を3カ月に1回、体重測定を毎月行っています。また沐浴を行い、採血する時の保定時とあわせて、動物の異常を触診によって確認しております。疾病動物や老齢動物にたいする管理のうち、栄養管理としては、個体別に嗜好性を考慮した餌の調整、体重測定、糞尿の成分測定や観察、口腔検査などを行い、状態に応じて、歯肉炎治療、歯石除去などを行います。とりわけ、疾病動物の管理は、次のような段階的な対応を行っております。何らかの異常が疑われた場合には、血液や糞尿を採取して、顕微鏡による観察や血液、血清生化学検査によって詳細な検討を行います。また、特別な監視体制において、行動観察を強化するとともに、既往歴、蓄積した検査データ、家系などの確認を行って対策を検討します。疾病と判断された場合には、病状の変化や、獣医に指示された治療の効果を確認するために、テレビモニターによる観察や処置の内容、症状を、日報や週報として作成し、獣医に報告して指示を受けます。X線診断などが必要な時には、その補助と診断

後の看護を行います。手術が必要になった場合、関係者全員によって検査記録や観察記録などを検討して目的を明確に理解した後に、手術器具の準備、滅菌、麻酔などの術前処置、術中補助、さらに投薬、術部消毒、抜糸などの術後処置を行い、完全に治癒するまで経過観察を行います。以上に述べましたような作業の中で、十分にまた正確に看護を行うために、以下のような点について、管理者の質的向上に努めております。例えば、実験動物技術者の資格取得、専門書を用いた勉強、蓄積された基礎データの利用の検討、種々の検査技術の獲得と検討、解剖や検査による実際的な知識取得、管理や看護の全体に関する勉強体制、さらに報告書作成によって看護内容を明確化することなどです。個々の項目や例については、時間の制限から詳細に述べることができませんが、我々が実施している動物に対する看護の考え方と現状の概要について述べました。

## 動物看護士の役割 —動物病院からの報告—

あいち動物病院

動物看護士 秋葉亮子

動物病院での看護と動物園や研究所でのそれを比べてみたとき、一番の違いは飼い主の存在です。動物病院での動物看護は獣医師と動物看護士のよい連携、そして何よりクライアントの理解と協力がなければ成立しないからです。治療や看護の必要な動物が病院にくる場合には、必ず飼い主（以下クライアント）が存在します。クライアントはその傷病動物の所有者で、言葉を話す事ができない動物の代弁者でもあります。そしてその動物に対する治療方法もクライアントの意思に左右されます。病院が傷病動物に対してできる事は、その動物が傷病からより早く立ち直り、健康的な生活ができるように手助けをすることですが、そのために必要なファクターとしてクライアントの精神的、経済的負担も無視することはできないでしょう。そんな状況の中で動物看護士はどんな役割を担っているかを



秋葉氏

考えてみると、実は非常に複雑で、重要なことが感じられます。

まずひとりのクライアントが来院した場合を例にとってみましょう。クライアントが病院に来たとき一番最初に接する人が受付の看護士です。クライアントは具合の悪い動物を抱えて不安になっている事が多く、このような時看護士はクライアントをリラックスさせる事が重要です。クライアントが不安や疑問を感じると動物はその感情を鋭く察知し、病院やスタッフに対して警戒心を強くします。そのようなス

トレスを動物にかけさせないためにも、クライアント自身が不安を感じないようにフォローをする必要があります。

診察室内では看護士が問診と身体チェックをします。問診ではクライアントが訴えたいことを看護士は的確に聞きだし、もれなく獣医師に伝えなければなりません。またクライアント自身が気がついていない動物の異常もチェックしておく必要があります。この時看護士はじめて動物に接するわけですが、動物の性質を理解し、警戒をさせずリラックスするように心がけます。そして獣医師の治療です。診断治療は獣医師の仕事ですが、実際の治療には看護士が補佐することが多くあります。獣医師が治療し易いように器具や用具を整え、獣医師の指示の元に実際に治療を施す場合もあります。そして最後に受付にて自宅での管理・介護の指導と会計を行います。

こうしてみると看護士は傷病動物だけでなくのクライアントとも多く接している事がわかります。

看護士はあるときは獣医師の立場に近くなつてクライアントの治療に対する理解を得、ある時はクライアントの立場に近づき精神的な苦痛を少しでも和らげてあげるというムードメーカー的な要素を持っています。そして、もし看護士がいなかつた場合は、獣医師のみでこれらのたくさんの業務をこなさなければならず、高度化する診断治療に必要な獣医師各々の貴重な時間を割かれ、結局医療の質に影響を及ぼしかねません。よつて、看護士が看護に関する深い知識を身につけスタッフとして動物病院に存在する事は、その病院の医療の質を高め、結果として本来の目的である動物看護の質の向上につながると言えるでしょう。

このような事実はテーマである動物看護とはかけ離れているようにも思われますが、実際にはこのようなバックグラウンドがあつてはじめて動物の看護が存在しているというのが動物病院の看護の実態です。これから獣医医療の中で、看護士がいかに知識を身につけ、看護にあたつていくかは、病院がクライアントと動物にどのような医療提供ができるかに大きく影響する事と思われます。看護士自身の意識の向上と、知識を得るための場が今後ますます必要となるでしょう。

## 【短 報】

# ふれあいコーナーにおける動物の管理

江戸川区自然動物園

河 村 早 苗

江戸川区自然動物園に勤務しております河村と言います、よろしくお願ひします。当園は、1983年出来まして、江戸川区の全面的な援助によって、外郭団体ではありますが、区立の動物園として創立しました。現在、73種、477点の動物を飼育しております。主な動物達をご紹介いたします。ここは、約5000平米ととても小さな動物園で、その「ふれあいコーナー」と野生動物が多少いる程度の小さな動物園です。南北のアメリカ大陸の動物がメインになっているエリアではアマゾンに住むクモザルという猿の仲間もいます。チリとかアルゼンチンの海岸に生息してますオタリアというアシカの仲間もいます。また、3色キムネオオハシという、やっぱりアマゾンに住むキツツキの仲間もいます。他にはハナグマというオーストラリア産の動物もいます。江戸川区がオーストラリアのゴスホード市という所と姉妹都市を結んでおりまして、そこから友好関係でもらった動物の1つです。またプレーリードッグもいます。

そして「ふれあいコーナー」というのが、うちの園ではメインになっていまして、「ふれあいコーナー」では、オカメインコをはじめ、チャボ、ウサギ、モルモット、ヤギ、ヒツジなどの家畜をメインにした動物達にお客さんが直接触れることによって、匂いですとか、動物を近くに見て観察したり、触ったりという五感で体験しながら、ここで何らかの学習をしてもらったりだと、情操教育の一貫になればと思ってやっております。その他、この「ふれあいコーナー」で、一般の子供達の他、それとは別に幼稚園、保育園、あと小学校の団体さんを対象にして、動物の知識を深めてもらったり、抱き方の指導をしながら、実際に動物に触れるような団体指導というコーナーもあります。それから、区内のお年寄りがディケアなどで訪れたり、こちら側からは養護学校に出張動物園という形で、先程の家畜がメインですけれども、この様にコンタクトを行っています。依頼があった区内の小学校には飼育指導に行き、飼っている動物達の状況を見て、どういう所を改善しなきゃいけないかということを、飼育係の子ども達、あるいは5、6年生をメインにして、私達が話に行きます。ある程度、室内で話が終わると実際に飼育小屋に行って、現場の中でこういうふうに変えたらいいんじゃないかということを、動物と動物の小屋を見ながら指導します。これは、あまり件数がありませんが年間4、5件ぐらいです。

また、親子の飼育体験教室といって、小学校1、2年生とそのお母さん、お父さんが秋に行うスクールもあります。あまり1、2年生は作業が出来ないので、普段は子ども達が触れないような器具を使って、動物達の体温を計ったり、心拍を聞いてみて、自分とどの位速さが違うかとか、実際に体温がどれくらい違うかという事を体験したり、後は簡単な飼育作業も行います。小学校1、2年生はこういう事がメインでスクーリングをしています。



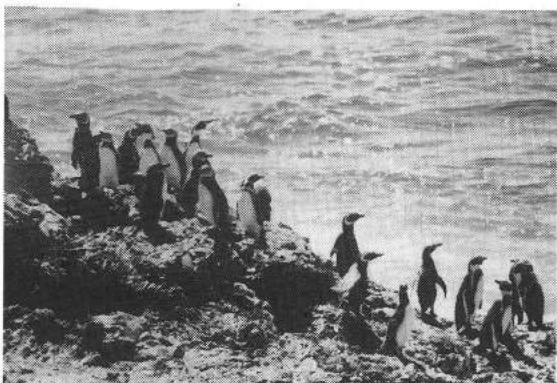
河村氏とふれあいコーナー

時に飼育係は保護されたトビ等の猛禽類の保護の仕方を、動物園で飼うと人馴れしてしまって野生には返せない状態になってしまう事などをスクーリングなんかの時に教えていきます。そして、どうしてこの動物はここにいるのか、またその動物の特性はどうなのかだと、生態だとを含めて教えます。そして間近で見ることで、動物達にもっと深い知識を深めてもらうと、他の保護動物も含めて行っています。3、4年生のサマースクールでは、包丁を使えたりですとか、デッキブラシで小屋を洗えたりします。

なので、なるべく私達の作業に近いような形で、私達の仕事の内容を理解してもらって、動物園で動物を飼っている意味なんかも一緒に勉強してもらうようにしています。小学校、保育園、幼稚園の先生方を対象にしたスクーリングもあり、どうしても小学校などでウサギやモルモットを飼うと、雑居飼いになって、動物同士でケンカをしてしまって、死んでしまったり、出産がうまく出来なかったりという同じような悩みを抱えている先生方が多いので、春、秋に2回ずつスクーリングを行っています。今年で3年目になりますが、けっこう区内の先生方がいらっしゃってくれますので、園なんかでの飼い方での悩みですとか、あと子ども達にはどうやって触らせたらいいのかという事を主に2時間位のスクーリングで指導しています。

ふれあい動物を私はメインに担当していますが、先程も言いましたように、来園者の方々は、間近で動物を見たり、触ったり、抱いたり、匂いを嗅いだり、という五感で、全身的な体験が出来る場として、「触れ合いコーナー」という場を提供しています。動物の立場から考えると、それが全て動物のストレスになってしまいうような事ばかりなのです。そこで、日頃私達スタッフがコンパニオンアニマルとして使っている動物達をいかに健康な状態で、ストレスを和らげながら飼育するかと言うことを、以下3つぐらいに簡単にあげてみました。まず第1は、来園者の方がバッと見た時に、動物が本当に健康であるという姿に保っておくことが、1番の最低条件であり、そういう確信を来園者に与える事が大切だと思って、日頃管理しています。やはり毛艶が悪かったり、爪が伸びていたり、シラミやノミがついているのは、多分一般の方ではすぐには気がつかないと思いますが、そういう状態にある事は虐待という印象にもつながりかねませんので、なるべくベストな状態を維持して、抱かれたり落とされたりというストレスがあるにもかかわらず、ここまでキープしているということを心がけています。それから第2にあげているのは、動物に適切で適度な接触を行うことで、ストレスを最小限にとどめるという事なんですね。これは動物種によっても違うんですが、ウサギなんかだと、割とそういう接触というのは不可能で、ペットで1匹で飼っている場合は別として、動物園で数多く飼っている場合はほとんど不可能に近い状態なんです。モルモットですと（私達の中ではハンドリングと呼んでいますが）生後3、4ヶ月からそれ以上のモルモットに対して、私達がどれくらいハンドリングを行うかという事で、抱かれた時に暴れないとか、噛みつかないとかいうことが随分加減されます。

暴れないことが、第一で、ちょっとでも子供たちの胸の中で動き回っただけですぐに放り投げてしまう子供たちもいます。モルモットは、ウサギと違ってジャンプが出来ない動物なので、上顎の門歯がすぐ根本から折れてしまいます。それがかなりハンドリングをする事で防げる所以、なるべく動物園では（八十匹ぐらいのモルモットを飼育していますが）毎日それをキーパーがさわって管理するようにしています。他にはヒツジなどは、体は大きいんですが、とても臆病な動物です。子供達の目線の高さで近寄って見ると判りますが、子供たちにとっては大きくて怖い動物なんですが、ヒツジの側にしてみても、小さな子供の動きっていうのは、とても挙動不審なんですね。何をするかわからない動きというのが、多分に大人と違っています。突然手が出てきたり、騒いだり、奇声を上げたりという事があるので、小さな子供に対しては、特に敏感になっています。子供達が近寄ってきた時に動物の態度というのは、瞬時に変わります。その時に見慣れているキーパーが横に並んで立つか立たないかで動物の態度というのは、直ぐに変わります。その様に動物を安心させる事で事故を防いだり、子どもたちが安心して動物を触れるということにつながります。私たちが近くにいる時は安心だという事を、日頃から動物たちにも理解してもらうというか、わかってもらうようにしています。最後に第3は、来園者が動物に対して理解をし、評価し、動物が尊重される場となるよう、スタッフ一人一人の言葉かけによって普及していく事を、最大の私達のサービスと考えています。動物園のキーパーというのは、地味な服装で、割と男性が多くて、仕事中は話かけられないようなムードが多分にあって、お客様も聞きたい質問があっても、声をかけられないような、（多分、皆さんそういう事を1度や2度は思った事があると思うんですが）イメージがあります。今、動物園の中でもキーパーがなるべく園路に立って、お客様と会話を持ち、動物たちをより深く理解してもらう、動物と来園者のバイパスの役目となるような努力をしましょうという動きが、盛んに行われていて、それを一番実践的に出来るのが、この「ふれあいコーナー」だと思っています。当園のスタッフはみんなまたま女性ばかり5人なんですが、初めはお客様と話す事も、やっぱり飼育係を目指してきたので、話術というものを持っていなかったのが事実です。ただ、それも飼育係として要求される事だという事が理解出来てからは、どういう言葉かけが適切あるのか、年齢に応じて変えてみたり、同じ言葉を説明するのにも、小学生と幼稚園と大人の方とは、多少説明の仕方が変わりますので、そういう訓練を



ペンギンのコロニー

したりですか、いろんな表現の仕方を勉強したりということで、がんばっています。

最後に野生動物のほうもちょっとお話しします。当園では、私が担当をしてフンボルトペンギンを飼育しています。野生下では12,000から18,000匹と言われていて、絶滅の危機に瀕しワシントン条約1表の動物になるんですが、フンボルトペンギンの情報というものは、今までなかなか手に入らず野生下の状況がほとんど解らないまま飼育していました。ペンギンというと殆どが南極に住んでいるものとお客様も理解してい

るんですね。動物園の側もそういう認識が少し前までは見られ、氷のような白いイメージの岩の中にペンギンが展示されている所が今まで多かったと思います。このフンボルトペンギンは、チリとペルーの沿岸に生息していて、緯度でいうとだいたい日本と同じくらいですが、地中海性気候なので日本よりも、乾いた気候に生息しています。長い年月の間に、自分たちがした糞が積もっていくんですが、そこに穴を掘って巣穴にしています。この積もった糞がグアノといって、肥料になるんで、それを現地の人たちが採掘するんですね。採掘されて、巣穴がなくなって、激減したのが1番の理由じゃないかと言われています。私たちはデータが入らないのであれば、自分が野生地に行って、出来る限りの情報を収集して来ようという事が、いろんな動物種によって、最近なされています。私が所属しているペンギン会議という会議があるんですが、そこでは、ここ3年間にこの野生地であるチリに調査に行って、主な、大きなコロニーのセンサスと、この様な死体の計測、巣穴の計測、それから、これは捕獲をしてクチバシを計測して、飼育下でもそうなんんですけど、大体アダルトのペンギンだと、クチバシのプロポーションで雌雄が大体80%判断できると言われています。その参考に野生下のペンギンもサンプリングしています。この他この時は採血を行い、また外部寄生虫で取れるものは採取してきました。最後にその後私たちの影響が悪く出てないかどうかというのを、チェックするためにマークシングしてまた放鳥します。ペンギンというのは飛べなくて、あまり高い所には行けないと想いがちなんですが、ここは高低差30メートルぐらいあり、その一番上に巣を作っています。上は全部サボテンなんです。今までの氷のイメージがことごとく覆されるような所でペンギンが生息しているという感じです。サボテンの下に巣を作って、これですとコンドルに離なんかを取られにくいのです。真ん中に茶色いペンギンが1羽いますが、あれはオイルで汚染されてしまったペンギンです。去年の夏、ケープタウンでもやっぱりそういう事がありましたが、タンカーが沈没したり、以前沈没していたものから油が流出し、多くの海鳥たちがこのようにオイルまみれになってしまふことがあります。これは右側がフンボルトペンギンなんです。日本で一番多く飼育されてるペンギンなんですが、胸の黒いバンドが1本です。マゼランペンギンはフンボルトよりは、もうちょっと南側に住んでいますが、胸のバンドが2本で区別出来ます。今までその生息域があまりダブってないと考えられていたものが、現地にいってわりと、オーバーラップしていて、雑種も野生下で出現していることが日本のキーパーたちにも広くわかるようになりました。野生の動物も以前に比べたら海外の文献も入りやすくなりましたし、海外に直にキーパーが出向いて情報収集をするという事も、以前よりは、なされるようになりました。動物園には動物看護士という職種はありませんが、ほとんどそういう仕事になっているのがキーパーだと思います。動物園のキーパーも、まだまだこれから勉強していきたいと思います。

#### (参加者の質問)

モルモットのハンドリングのお話がありましたけれども、どういうふうになるのかって言うことと、それとハムスターについて教えて下さい。

#### (河村)

モルモットはウサギと違って、生まれた直後から人間が触っても大丈夫な動物です。生まれた直後から触るということは、ほとんどないんですが、だいたい生後1ヶ月ぐらいから、飼っているケージ

の床換えというか、掃除をします。その時に担当になっているスタッフが、ある程度時間をさいて、本当に子供たちが触るように手に乗せて、なでてあげるような形で、触る事を毎日毎日繰り返すだけです。ハムスターに関しては、ほどんど個体差があり、慣れるものと全く慣れないものとあります。種によってはもともと性質的にキツイ種もあるみたいですので、一概には言えませんが、ハムスターは多分、個体差だと思います。

(参加者の質問)

フンボルトペンギンの健康管理のコツは何かありますか？

(河村)

野生動物に関しては人間との距離をおいて離れた所からしか観察出来ない動物たちが動物園には多いですが、ペンギンに関して言うと、とても好奇心が強い動物です。わりと、動物との距離が近く保てる、極端に言うと寄ってきて、ホースにじゃれてみたり、デッキブラシで遊んでみたりということをする動物なので、近い所からの観察が可能な分、羽の状態を見て健康管理を細かくできたり、行動のほとんどを近くで観察できます。観察が最も大切だと思います。

## 野生動物の調査における動物看護とは

都市のタヌキ研究会

富澤保浩

私達のグループは、職業研究者のグループではありませんので、他に職を持ちながら、ボランティア的な形でやっている団体です。私どものフィールドというのは、川崎市にありまして、具体的に生田緑地という、向が丘遊園とか周辺の雑木林と、それに付随する住宅地の周辺に生息するタヌキの、発信器を使った追跡調査による個体行動の解析と、交通事故で死んでしまった動物を川崎市の衛生局



捕獲されたタヌキ

のほうに協力頂きまして、1度集めて凍結保存しておき、数が揃うと解剖して、栄養状態とか繁殖状態とかを追跡していく活動をしています。

現在ではほとんどのタヌキが人に依存した生き方をしているのが現状です。捕獲のワナも一番安全性が高いというふうに、我々の基準で判断したもの用いています。ワナはアメリカ製で、大型獣なんかになりますと、中で暴れて、爪を折ってしまったりとか、歯を折ってしまったりするものが多いんですが、とりあえず、タヌキクラスの動物では、そう大暴れはしないで

わりとおとなしくしてくれます。しかし野外では何の処置も出来ませんので、これを我々のメンバーの家に持つていて、犬用の運搬ケージのほうに1度移し麻酔をして、諸々の処置をします。

発信器を装着して、タヌキぐらいの動物ですと体重をはかれますので、ケージごと体重計に乗せて、ケージの重量を引くという形で体重を測定し、ケタミンを使って麻酔をして不動化させ、その間に全長とか、いろんなスケーリングを行ない、性別などのデータをとってから、個体の体重に合わせて発信器の重量を考えて首に装着しています。首についているのが、電波発信器ですが、何頭にもつけていますので、発信器の上にビニールのカラーテープを巻いて視覚的な個体区別も出来るようにしています。ラジオテレメーターといいますが、電波を八木式のアンテナをグルグル回して、方探（ホウタン）と言うやり方で、電波がどこで強くなっているかをチェックし、図面上におとしていきます。そこに近づいていきますと、むこう側でタヌキが歩いてきたりします。屋に動くのは珍しいんですが、公園の中を平気で闊歩してるとか、人の家の軒先で餌が出てくるのを待っていたりすることもあります。冬場は結構モコモコになってます太っていますが、夏は痩せています。繁殖穴（タヌキの巣穴）は、ほとんど人の家の裏庭みたいなところで、ちょっと外れたところには、もうゴミ捨て場があります。その周囲は森とか藪とかっていう部分がありませんと、繁殖は出来ないみたいです。また、食生活はかな

り人に依存しているのです。そういう繁殖行動なんかに関しては、最低限の緑地に移動しているようです。解析したデータからみますと、かなり狭い範囲をグルグル回って生きているという感じに我々は受け取ってます。最外郭法という方式で解析しますが、違う解析の方法をすれば、細かい所もわかつてくると思います。解剖に関しては、タヌキはだいたい犬と同じようば形態をしてますから、そういう事に興味がある人は、広く参加してもらっています。死んだ個体からは、皮下脂肪の厚さ、腹腔内脂肪の量とか、いくつかのサンプルをとって繁殖状態とか栄養状態を解析します。また、門歯の減り具合、磨耗具合である程度は幼獣なのか成獣なのかということを感じて判断できます。タヌキの寿命というのは、割と短くて2、3年で死んでいます。人工の飼育下だと15年もいきるものが、なぜ野生下だと2、3年で死んでしまうのかという、キッチリした理由付けは出来ないんですけど、歯の消耗が早いということは、3年もたちますと自力では食事が出来なくなるんじゃないかということもひとつの考え方ではないかと思います。解剖して腹腔内脂肪を全部かき集めまして、重量を計つてひとつの指標にしています。腎臓の場合の脂肪の量は、栄養判断の指標としてライニー法という方式で解析します。そして腎周囲の脂肪の量で個体の栄養価がある程度、大きい評価ができるというふうに言われています。次も解剖で解るのですが、その個体は何時どこで拾われたかがわかりますから、そこからその種の個体の生活史を解析していくことも可能となります。またタヌキの平均胎児数は4頭から6頭ぐらいだということも解ってきております。また都市の中で生きてるタヌキも、それなりのストレスがあるのではないかという判断ができます。それというのも、解剖から胃に潰瘍があるタヌキも見られますので、都市の中で生きてるタヌキも、それなりのストレスがあるのではないかという判断をしています。一つには人が捨てたものを食べている事、また野犬や野良猫に攻撃されることがあること、また、自動車による危険等、かなり危ない思いをしながら生活をしているためではないだろうかと想像されます。胃内容から見た食物の分析では、半分は人為的食物になってますから、だいたいはご飯ですか、パンとか、あとはパスタとか、めん類がかなり多く検出されました。あとは、スナック菓子とかがあります。鏡検でわかるのがその程度のものしかないんですけど、あと肉類が出てきますと、その肉は出てきても、鳥の羽とか毛がなければそれは人が捨てたものだろうというふうに判断します。

88年にはじめてから93年迄で200頭以上が死んでいるのですが、ほとんどが交通事故で死んでいます。交通事故の判定は、その骨折とか外見の所見で我々が判断します。

去年あたりから各地で報告例が増えてきたのが「疥癬症」のタヌキです。最後にここで言うことではないかもしれません、自分の住んでいる所の近くにタヌキぐらいの動物がいれば楽しいんじゃないでしょうか、ということでやってます。ただ今後、野生動物の調査をこういう形で続行していく上で、動物看護的な考え方とか手法をどういうふうにガイドライン化していったらいいのかっていうのは、調査をやってる僕自身わかりません。野生動物にとっては、人が手を加えずに生息環境を保護することが最大の動物看護ではないかということも含めて、皆さんと一緒に考え方を構築していかなければと思っています。

## 【短 報】

# 動物看護士の仕事

新ゆりがおか動物病院  
動物看護士 小 松 千 江

東京の新ゆりがおか動物病院の小松と申します。今日は、動物病院での動物看護士の仕事とは、ということでお話をていきたいと思います。まずは、動物病院とは何だろうとか、そしてその中で働く



小 松 氏

動物看護士の仕事はどういうものだろうか、というのを紹介して、皆様の中で違いなどを感じていただければと思います。現在、小動物の診療を中心に行う動物病院は、全国各地におおよそ1万件近くあり、病院の規模は様々で獣医師一人で診療している病院からスタッフが数十名いる所まであります。動物病院の仕事は、と言いますと、小動物の診察、検査、治療、予防、動物相談などがあり、これらの仕事を、病院の規模やスタッフの数、また地域の環境などに応じて病院の特徴を出しながら行っています。小動物の動物病院の診療科目となりますと、内科、外科、整形外科、眼科、歯科、産科など、本当に多岐にわたり、診療する動物も犬、猫はもちろんのこと、専門科目のみの動物病院もありますし、鳥類、それとハムスター やウサギ、カメ、フェレットなどのエキゾチックアニマル、そして、野生動物ま

で多種多様です。そんな動物病院の中での動物看護士の仕事は、獣医師の補助的役割、動物の看護、動物の飼い主、別名クライアントと言いますけども、動物の飼い主さんとのコミュニケーションとに分けることができます。具体的には、入院動物の看護、動物の保定、病院内外の衛生管理、診療手術の準備、及び助手、獣医薬品の調剤、受付、会計、事務、在庫管理などの仕事があります。また、いつも思う事ですけれども、どの仕事においても、そのベースには動物がいること、そしてその動物を連れてくるクライアント、飼い主さんがいる事を忘れずに努力することが大切だと思っております。何故なら信頼されて仕事をする事が自分たちの喜びとなりますし、更には、獣医師の仕事も助けるからです。では、ここで、私が勤務している動物病院の動物看護士の仕事の一部を紹介し、少しでも私たちの仕事をご理解頂ければと思います。

一日の始まりはもとより、午前中の診療が終わった後、動物たちが汚した後は随時、そして1日の終わりに清掃をします。時間のある時は、病院の内外をより丁寧に掃除をします。もちろん、入院室の衛生管理は大切です。次は受付についてです。飼い主さん（クライアント）から、診療する動物について、より多くの情報を得て、動物がよりよい診療を受けられるよう工夫してお話を聞きます。また、私の病院では、受けた電話の内容は、すぐに電話ノートに記入して、電話でお話しした事がスタッ

フの誰にでもわかるようにしております。電話の時は飼い主さんと顔を見合わせてお話しするよりも、本により慎重に対応していく事が大切だといつも思っております。さらに電話などで手術などの予定が入ったら、すぐに予定表に記入しております。この予定表は、スタッフ全員が必ず毎日必要に応じて目を通しておきます。私は、いつも受付と電話の対応はクライアントとのコミュニケーションの場としてとても大切だと考えております。クライアントの顔と名前を覚えるのはもとより、連れてくる動物の事をより、覚えることが、よりよい人間関係ができて信頼へつながっていきます。また、正しい知識を持つことにより、自分に自信が出て、クライアントとより深い話ができる、動物への対応がよりよいものとなります。

次に動物の看護に関わることをご紹介します。私の病院では飼鳥も診療しております。入院中の飼鳥の糞の数、色、形、尿量などを確認して、鳥の様子とともにカルテへ記入します。犬や猫はもちろんのことウサギやフェレットそして大きな鳥類への保定は動物看護士にとって大切な仕事です。保定のやり方は色々とありますが、基本的には、治療や検査を獣医師がやりやすく、また保定される動物に出来るだけ負担をかけない事が、良い保定だと私は考えております。また、血液検査、糞便検査、尿検査も私達の大事な仕事です。検査の結果が病気の診断と治療に大切なことはもとより食事管理や運動管理などの看護の面でも大切です。私達は小鳥のさし餌や仔猫や仔犬への哺乳もします。朝から晩まで一日何回もアワ玉やミルクを与えます。私の病院は、野生動物も扱っておりますので、その動物により与える食餌もいろいろです。また野鳥も多く来院します。野鳥を連れてきた方が、里親になって世話を下さることもありますけれども、傷病動物などはやはり入院で看護をしていきます。元気になった野鳥を放鳥することもあります。そういう時は、この仕事をしていてとってもうれしい瞬間です。

私たちの仕事の本当に一部をご紹介しましたが、仕事の内容というのは、色々な動物病院によって多少の違いがあります。例えば、受付、会計などの事務しか、仕事を与えなもらえない動物看護士とか、入院室の清掃しかさせない動物病院がありますし、また、動物病院内での、動物看護士の位置付けをはっきりさせ、看護士同士で仕事のローテーションを決めさせてくれる病院もありますし、婦長を決め、動物看護士の仕事の調整をしたり、新人教育もしっかりとしている動物病院もあります。また病院内のセミナーを開いたり、積極的に勉強会に出席させてくれる動物病院もあります。実際、動物病院の規模や獣医師の考え方、更に私達動物看護士の仕事への取り組みによって、仕事の質までも違いが出てきます。ただ、私達動物看護士には、国家資格も特別な法律もありませんので、獣医師のもとで、獣医師法及び獣医療法の違反にならないような仕事をしていくことが大切な事となります。現状では、認識不足の動物病院や、勉強不足の教育機関も多く色々と問題を抱えています。ですからこそ、これからの方々は、動物の側に立った看護士を目指すためにも、動物をより理解する目と耳と心を持ち、正しい知識を得て、クライアントとのコミュニケーションを持つことが大切となります。更にこのような日々の努力が動物看護士を向上させ、道が開けていくことになると信じております。

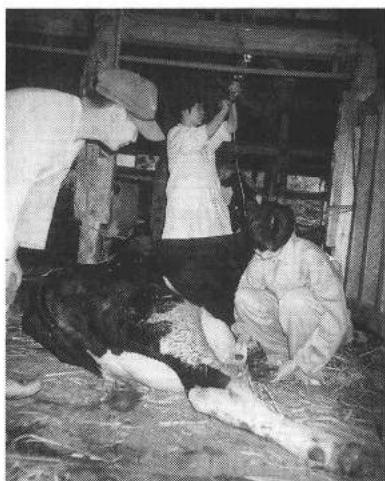
## 大動物における動物看護

あさひ動物病院

甲 山 讓 二

神奈川県で動物病院を開いております。小動物と大動物と両方診療しておりますが、本日は産業動物に関するこだけに絞ってお話をしたいと思っております。

大動物と小動物の治療で獣医師の関わり方というのは、全く似て非なるものであると言ってもいいと思います。小動物の診療というのは、非常に人間の医療に近い部分があります。病気の動物の苦痛をいかに軽減するか、もしくは、延命を1日、2日と延ばしていって、飼い主の意向に沿った形で死ぬまでいかにケアをするかという所がメインになると思います。一方、大動物といいますのは、あく



大動物の診療

までも経済動物ですから、いかに畜産農家が収益を上げるかというものが、最大の目的になるわけです。

病気が発生するとそれに対して手術もしくは、手厚い治療、もしくは、看護をして命は助かってもその動物が、いわゆる経済的にプラスになるほどの回復を示すかどうか。そこまで、予後判定をして治療にかかるないと、獣医師だけが儲かって農家は損をする、そういう事であれば、その獣医師の存在価値がないという事になるわけです。はっきりと初診の段階でどういう経過をたどって、どの程度の結果を迎えるかという所を、かなり早い時点で見極めないと、あまりいい先生だとは思われないということになります。

産業動物というのは、牛とか豚とか鶏とか羊とか山羊とかあります、その動物が生み出す価値と、診療報酬の相関によっ

て我々の関わり方が違ってきます。例えば、鶏の廃鶏なんかですと、一羽30円とか40円、その位の価値しかないわけですね。そういうものが病気になって、獣医さんに電話をして、往診にきてもらって治療してもらったのでは、新しい鳥が何十羽も買えるということになりますから、診療の依頼はないわけです。豚に関しても、最近は、かなり、企業養豚という形で規模が大きくなりまして、予防にメインの力が注がれますので、豚屋さん、鳥屋さんというのは、獣医師よりも薬屋さんと仲がいいというのが現状であります。もちろん、抗生物質の添加、ビタミン剤の添加などと言うのは、処方箋が必要ですから、そういう企業、もしくは、組織に獣医師がおりまして、その処方箋によって、添加剤入りのものを配布するというふうな形が多く取られています。

ですから、我々が出向くということは、ワクチネーションとかそう言ったものにかぎられることが

多いわけです。また、乳牛と肥育牛というのがありますけれども、肥育牛というのは、ただ単に1年半、もしくは、2年肉をつけるという管理をするわけですが、それほど病気は多くありません。一方、乳牛といいますと、分娩することで初めて乳が出るわけですから、1年に一回分娩をする、そのためには受胎をさせて分娩に伴う、出産期疾病などの病気が多発する、しかも、古典的な生理的な能力を越えて、かなり多量の牛乳が出るように改良されているわけですから、牛乳を絞ることによって、非常にダメージを受けながら、農家を儲けさせていくという環境にあるわけです。

それで、実際に我々が常時、日常的に治療をするというのは、乳用牛、特に私の場合は、都市近郊ですから、乳用牛を扱うことが多いわけです。例えば、お産をし、乳がでると、牛乳も平均で六千kℓから一万kℓ以上の牛乳を約1年の間に出すわけですね。そうすると1日、50リットルから60リットル、瓶の牛乳瓶にして200本から300本の乳を1日に出すですから、当然カルシウムがどんどん損なわれていく。栄養も出していくですから、エネルギーバランスがマイナスになると、産後起立不能症などの病気が多いわけです。また、大きな乳房を持ってますから、乳腺炎、いわゆる乳房炎というのも多くなります。例えば、産後に乳腺炎を伴う起立不能があったという時に、この牛は、カルシウム、もしくは抗生物質を投与することによって治療できるのか、もしくは、治療した後、十分採算がとれるほど回復するかということを、しっかり見極めて治療に入ることが、我々に課せられた任務なわけです。そしてそれに満たない予後があまりよくないと思われる牛は、その時点で淘汰をするいわゆる屠畜場にいってお肉になってしまうということです。そんな時に抗生物質を打ちますと、抗生物質の種類によっては休薬期間というのがありますし、その期間を満了しないと食用の肉として使えない、人が口にすることは出来ないわけです。例えば、古典的なペニシリンとかデラマイシンというものは、一度打ちますと、2週間食用の肉にできないわけですね。それとストレプトマイシンとかカナマイシン、こういった系統の薬は、一度打ちますと30日間以後しか肉に出来ないので、いわゆる2週間後、1ヵ月後を予測して治療をするということが、課せられるわけです。最近は、水性の血漿ペニシリンですとか、まあセフェム系の水溶性のものなどを使いますと、3日から5日で肉が使えることもありますので、採用されてますけれども、治療するかしないか、技術的にはここまでやれば、助かる、命は助けられるということがわかっていても、その後のその牛の価値、生み出す価値というものを勘案すると治療するべきでないということが出てきます。すべてを淘汰するということで対応しているではありませんが、きめ細かい環境の改善とか、看護によって、ストレスをいかに少なくするかということが、産業動物界で求められている大きな問題点であります。

ヨーロッパなどでは、農場から、屠場に行く輸送時間が連続何時間を超えてはいけないとか、途中で一回水をかけなければいけない、通気とか給水なども、かなり細かく言われています。日本では、九州から品川の屠場まで、まる1日以上トラック輸送されてきて肉になる動物がかなりいますが、彼らを屠場で解剖してみると、90%ぐらいに胃潰瘍がある。ストレス潰瘍が24時間ぐらいで出来てしまう。そういう劣悪な環境で輸送されているのですけれど、ヨーロッパではそういう面まで、動物のケアをしなければいけないということが、法的にも保証されてきたわけです。

牛舎の床にゴムを引くとか、風通しをいかに、どういう位置関係に換気扇をつける、窓をあける、こういったもので風がどう流れるかとか、それから後は日除けはどういう形にするかとかいうことも

最近はだいぶ考えられてきました。豚小屋ですと、床面の温度、床から1メートルの温度、この温度差がどのくらい違うと産出数がどのくらい違うとか、かなり細かいデータも揃って、動物の管理、看護を、シビアにやっています。動物に対する愛情というのとはちょっとニュアンスが違うんですけれども、いかにストレスを少なくして、動物のもつ能力を最大限にいかして、収益性を高めるかということが、産業動物の看護に関する非常に大事な点だと思います。

私の病院のテクニシャンの仕事としては、牛の体温測定、乳汁検査等があります。獣医師の大きな仕事として人工授精というものがあります。受胎しないことには、おっぱいが絞れないわけですから、発情がくれば、農家からの依頼をうけて種をつけにいくと、その液体窒素の中に輸入精液をストックしておきます。月に2、3回、この補充をする時期がありまして、そういう時には看護婦さんに行っでもらうということをしております。

牛の保定も重要な仕事でして、800kg位ある大きな牛をロープ1本で注射するわけですから、なかなかコツがいるわけです。こういう形で、実際の小動物と大動物の仕事の割合というと、3対1で小動物のほうが多いんですけども、獣医さんとスタッフはそれぞれ手分けをして、ある程度分担を決めて働いてもらっております。実際、神奈川県で50人ぐらい開業の先生がいるんですけども、看護婦さん、もしくは、代診を雇っているというところは、あまりなく、ほとんど獣医さんが1人でやってるというのが現状です。

畜産農家というのは、日本ではかなり減ってきてています。ただ1軒1軒の規模はかなり大きくなっています。北海道と九州では増えているけれども、本州の真ん中辺では、どんどん減っている。環境問題とか、労働者の高齢化とか、後継者とか、いろんな問題があるわけです。少なくとも傾向としては、大型化、多頭化飼育と、1軒の畜産農家の規模が大きくなるというのは、治療に行く場合にも、1軒で50頭も100頭も牛がいるので、一回に10頭も30頭も見ることがあります。そして、どんどん私が見て診断をし、治療法を隣にいるテクニシャンに伝えて、薬を用意させておくと、仕事がはかどります。それともう1つは、環境問題が煩くなっていますから、この頃では自宅と農場がかなり、離れているという所がかなり増えてます。

いつ行っても飼い主がいるかというと、そうではありませんし、黒板に「電話で呼んでください」と書いてあったりする場合もありますので、急いでいる時は、自分でパッパッと全部やってしまう場合に、テクニシャンが1人でもいるとかなり仕事がはかどることもあります。正直申しまして大動物だけをやってましてテクニシャンを雇っている方は現状ではあまりいらっしゃらないのですが、今後の傾向として必要性は強くあるということを報告させて頂きました。

## 展示動物の看護

行川アイランド

高山 正美

只今ご紹介にあずかりました、行川アイランドの高山です。よろしくお願ひいたします。私の勤めている動物園は、千葉県にある行川アイランドという民間の動物園です。動物園での飼育担当者は、担当動物の毎日の飼育管理から、動物たちの健康状態をチェックしていきます。そして、病気の予防、発見、治療などは、獣医師と協力しながら、動物たちがよりよい生活を送れるように試行錯誤しています。私の働いている動物園でのメインは、鳥のショーです。ショーはとても重要な意味を持ちますので、ショーは欠かすことができません。しかし、ショーというものは、1日に何回も行わなければならないので、鳥の負担が少しでも軽くなるように工夫しています。

ホロホロ鳥という鳥は、普段飛ばない鳥なんですが、それを空に飛ばしてみせるというショーを行っています。そしてこの普段飛ばないということなので、着地する時に足にかかる負担をすこしでも減らす為に、芝生の厚みでカバーをしています。本来の習性とは異なることをしているので、調教をすることにより、怪我をしないように飛べるように工夫しています。また、シーズンになると、来園者の人数も多くなり、動物たちにとってダメージを受ける場合があります。人間嫌いのインコでは、多くの人に見られるだけで、ストレスが溜まり羽をボロボロにしてしまう、毛引き症になってしまうのもいます。その場合は、来園者に気づかれにくい所に移動させ様子を見ます。また、その反対に人間好きのインコだと来園者が少ないと遊んでもらえないので、大きな声で騒ぎ一時的に凶暴になり欲求不満な態度を示します。また、ストレスから同居している個体と闘争を突然に始めるものもいます。このような場合は、餌の内容やバランスを変えてみたり、展示の仕方に変化をつけて隠れる場所を増やしたりしながら様子を見ます。しかし、人間にとっても動物からの危険性がないわけではありません。動物と触れ合うということにより、アニマルセラピーという精神的な効果も望めますが、人畜共通伝染病に感染してしまうきっかけになる場合があります。これは、公衆衛生上の問題として、人間にとっても動物にとっても影響は大きく、拡散防止の為に動物舎に消毒層を設置して他の場所に汚物を持ち出さないように衛生状態に気をつけています。また、動物に触った人たちには手を洗ってもらうようにしています。



高山 氏

現在、当園では山羊の他にウサギ、モルモットを中心に触れ合いコーナーで活躍してもらっています。このように出来るだけ動物たちが健康を維持できるように努めていますが、繁殖時になると色々なことが起きます。猿の中でも、小さな種類であるマーモセットやタマリンの仲間が当園にはいますが、その子供たちは生まれてすぐ親の体にしがみつき、お乳をもらいながら親の体中を移動して、ある程度の大きさになるまで過ごします。しかし、力がない弱い個体がたまにいますが、この場合親の体から離れてしまい、親は子どもを守ろうとしますが、親の体に戻れない子供たちは親も育てることはできません。そして、人工保育に切り換えることになります。

タマリンを人工保育をする時は、人間の赤ちゃん用のミルクを使います。そして、乳首はもちろん小さなものを使って、当園ではこのスライドのように注射筒の注射針の先にコットンを糸で巻付けたものを使っています。また、しがみついて落ち着けるように親がわりのものとして、このスライドのように、これはムートンなんんですけど、ムートンとかぬいぐるみとか布を丸めたものを一緒にして、安心させるようにします。この小型猿類はビタミンDを多く必要としますので、不足するとクル病になり、背骨が変形してしまうこともあります。直射日光に当てる事により、症状をすこしでも軽くする事ができます。その他に親が子育てを放棄してしまう場合があります。

ナマケモノは木にぶらさがって生活をしていますが、出産後母親にしがみついている子供を嫌がり我が子にかみついたりして傷を負わせて落としてしまった事があります。ナマケモノは気温が下がると体温も下がってしまう特徴があります。その為、夏でも冬でもストーブが小屋に設置してあり、湿度を保つために床に水が張ってあります。母親から落とされてしまった子どもは、水の中に落ちてしまいます。発見が早ければ、水の中に落ちてしまっても、子どもの口から直接水を吸い出してあげることによって助けることもできますが、体の中の構造が特殊な為よりよい対応が出来ず、育てあげる事ができませんでした。ナマケモノはあまり動く筋肉がないので、食べ物は食べやすいように止まり木にぶら下げて与えています。動物種により体の構造が違うので、動物に関する知識を高めてよりよい判断ができるようにならなければと、つくづく思い知らされます。何事にも早期発見をするように心掛けても、動物たちも病気である事を隠そうとしたり、気がついた時には餌を食べてくれず薬を与える事が出来なかったり、治療する為に捕獲しようとしても、捕獲の時のショックで死に至る事があります。

またオオハシのような熱帯鳥類では、カメラのフラッシュで驚き、その事によりショック死してしまうことがあります。色々な事がありますが、動物たちが突然繁殖するように巣箱を作成したりもします。

現在、エキゾチックアニマルのペット化によりそれぞれの分野での方々の対応の仕方など、情報交換がとても必要になってきていると思います。このことにより、色々な職業というか、色々な立場の方々からの意見とかも必要だと思われます。どうもありがとうございました。(高山さんの所属は96年12月当時)

## 【投稿規定】

(1997年11月1日施行)

### 『日本動物看護会誌－アニマルナーシング－』 (Journal of Japanese Animal Nursing Society)

1. 投稿論文は動物看護領域に関する未発表の英文の Full Paper (原著)、Note (短報)、Review article (総説)、及び和文の総説、技術講座、資料、論文紹介、トピックス等とする。
2. 投稿資格は問わないが、筆頭執筆者が本学会の会員であるとする。
3. すべての投稿論文は編集委員が審査し、編集委員長が採否を決定する。動物の福祉面に問題のある論文は採択しない。
4. 著者または共著者は会員、非会員を問わず、また投稿料は無料とする。
5. 原著論文の構成は各分野の慣習に従うが、要約 (Summary)・序文 (Introduction)・材料と方法 (Materials&Method)・結果 (Result)・考察 (Discussion)・謝辞 (Acknowledgements)・引用文献 (Reference) から成ることが望ましい。
6. 要約は欧文 (または和文) とし、150語前後で内容を簡潔にまとめ、Key Word をつける。原著論文以外の報文も、欧文表題を必ず付け、欧文要約があることが望ましい。
7. 和文原稿は新仮名使いとし、なるべく当用漢字を用い、外来語と生物の和名は片仮名とする。原稿はワープロまたはA4版かB5版横書原稿用紙を用いる。欧文原稿は厚手のタイプ用紙にダブルスペースでタイプし、左端2.5cm あける。
8. 文献は本文に引用したものに限り、文献の並べ方の様式は各分野の慣習に従う。個々の文献の記載例を下に掲げるが、各分野の慣習に拠ってもよい。また、文献の表題は省略してもよい。

#### 〔雑誌〕

瀬江 千史 (1996) 看護学と医学 (27) 現代医学を問う・第34回、季刊「総合看護」31-4、現代社、東京。〔「巻」表示の雑誌はゴチック数字のみで可〕

Ruth Dennis,MRCVS (1997) Veterinary diagnostic imaging:into a new era.  
Veterinary Nursing,Vol12, pp.43,12-13,J.B.V.N.A.

#### 〔書籍〕

薄井 担子 (1997) 科学的看護論、日本看護協会出版会、東京：45-49。

Whitmore,R.L.(1968) Rheology of the Circulation,pp.105-110,Pergamon Press.

Bergle, D. H. & Shultz D. L.(1971) Arterial elasticity and fluid dynamics. In Progress in Biophysics and Molecular Biology", Vol. 22, pp.3-36, eds. J. A. V. Butler&D. Noble, Pergamon Press.

9. 図および表の番号は「Fig.3, Tabl 2」または「図3、表2」のようにする。図と表は本文原稿とは別にして、挿入希望箇所を本文原稿中に指定する。図が手書きの場合には黒インクを用い、白地用紙あるいは青野のグラフ用紙を用いる。

10. 上記以外で執筆中の詳細は、執筆者に配布される執筆要綱による。
11. 再校までは著者が行う。原稿、原図などは、著者に返却される。
12. 本誌に掲載された論文の著作権は、日本動物看護学会に属する。

## 【学会規約】

# 日本動物看護学会規約

## 第Ⅰ章 総 則

1. この学会は、日本動物看護学会とする。
2. この学会は、動物看護に関する研究を中心として、関連する諸領域相互の情報交換の場を設け、この分野における研究の進展を図ることを目的とする。
3. 前述の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - ① 動物看護士の諸問題についての事業
  - ② 会員の研究発表、シンポジウム、ワークショップ等の開催
  - ③ 学会誌などの発行
  - ④ 目的を達成するために必要なその他の事業

## 第Ⅱ章 会 員

1. この学会への産科はこの分野に従事する者および関心を有する者とする。
2. この学会の会員は、正会員および賛助会員とする。
3. 正会員は、この学会の主旨に賛同し、会費を納付する個人とする。ただし2ヵ年度分以上滞納の場合は退会とみなす。
4. 賛助会員はこの学会の目的事業を賛助し、賛助会費を納付する者とする。
5. 会員は学会の主催する研究発表会などに参加し、この学会の発表する出版物などの優先的配布を受けることができる。

## 第Ⅲ章 役員および会議

1. この学会には次の役員をおく。  
会長（1名）・副会長（3名以内）・監事（2名）・事務局長（1名）・理事（若干名）
2. 理事および監事は、総会において正会員の中から選任される。
3. 会長、副会長、事務局長は理事の互選により選出される。
4. 会長は、この学会を代表し、会務を総理する。会長に事故ある時は、副会長がその職務を代行する。
5. 理事は、総会の承認を受けて決定される。
6. 理事は、理事会を組織して会長を補佐し、この学会の運営に当たる。
7. 理事は、互選により事務局長を選出し、事務局長は事務局幹事を任命し、運営の実務を司る。
8. 役員の任期は2ヵ年とし再任を防げない。
9. この学会には、評議員若干名を置く。
10. 評議員は総会において正会員の中から選任され、第Ⅲ章の規定が準用される。

11. 学会活動に功績のあった会員を、顧問とすることができます。顧問は理事会が推薦し、総会において決定される。
12. 通常総会は、毎会計年度終了2ヶ月以内に会長が招集する。
13. 臨時総会は、会長または理事会が必要と認めたとき、いつでも招集できる。
14. 理事会は隨時会長が招集する。

#### 第IV章 会 計

1. この学会の経費は、会費その他の収入をもってこれに当てる。
2. この学会の会計年度は12月1日に始まり11月30日に終わる。
3. 理事会は、毎会計年度の収支決算を通常総会に報告し、承認を受けなければならない。

#### 付 則

1. この学会の会費は、年額理事6,000円、正会員3,000円、賛助会員一口30,000円以上とする。
2. この定款は1995年12月9日より施行する。
3. この定款の変更は総会の議決による。
4. この学会の議決は出席者の過半数の賛成をもってする。
5. この学会の当面の事務局を東京都江戸川区松江3-11-17、桜井動物病院内におく。

1995年12月9日制定

1997年11月29日改正

#### 〔役員〕(敬称略・順不同)

会長	今道 友則 (日本獣医畜産大学名誉教授)	
副会長	廣田 順子 (アリスどうぶつクリニック)	
	渡辺 茂 (慶應義塾大学)	
事務局長	桜井富士朗 (桜井動物病院)	
理事	大城 明子 (四街道動物病院)	大和田一雄 (山形大学)
	稟野 悟 (動物病院モルム)	小杉正太郎 (早稲田大学)
	小松 千江 (新ゆりがおか動物病院)	高橋 和男 (日本獣医畜産大学)
	田中 吉春 (財食品安全センター)	和 秀雄 (大阪大学)
	幅田 慶子 (センターヴィル動物病院)	沼 慶一郎 (哲学者)
	林 良博 (東京大学)	秋葉 亮子 (あいち動物病院)
	若尾 義人 (麻布大学)	

#### 〔幹事〕(敬称略・順不同)

竹内 吉夫 (看護編集者) 高見沢重昭 (弁護士)

#### 〔評議員〕(敬称略・順不同)

古屋 泉 植松 一良 宮田 勝重 佐久間明美

岡ノ谷一夫	清水 誠	内野 富弥	仲間 一雄
青木 信夫	臼井 玲子	幅田 功	石田 千春
海老野耕一	石原 絵里	米田 智子	斎藤 徹
信永 利馬	若藤 靖臣	紺野 耕	手塚 泰文
甲山 護児	三浦裕美子	小方 宗次	辻 弘一
池本 卵典	富沢 保治	朝田 則子	小峰 英夫
戸塚 耕二	竹内 静香	森 裕司	伊藤 勇夫

## 【日本動物看護学会活動報告】

### ●発足総会

日時：平成7年12月9日

会場：日本獣医畜産大学 新館312講義室

＜会長挨拶＞「日本動物看護学会発足にあたって」

今道友則（日本獣医畜産大学名誉会長）

＜シンポジウム＞「動物看護においてナイチンゲールの人の看護論を共有できるか」

座長＝廣田順子（武藏藤沢動物病院院長）

竹内吉夫（株現代社「綜合看護」編集長）

＜来賓挨拶＞ 杉山公宏（日本獣医畜産大学学長）

＜総会＞

＜教育講演＞「動物看護士は人と動物のかかわりの中でどの様な役割を担えるか」

林 良博（東京大学教授・人と動物の関係学会会長）

\* \* \*

### ●第2回大会

日時：平成8年6月29日

会場：慶應義塾大学三田キャンパス 図書館A Vホール

＜教育講演＞「動物の心をどう考えるか」

－動物看護学は飼い主の擬人観とどうつきあっていくべきか－

渡辺 茂（慶應義塾大学教授）

＜シンポジウム＞「動物看護士の様々な職域からのレポート」

座長：大和田一雄（山形大学医学部）・福田慶子（センターヴィル動物病院）

動物園から I 行川アイランド 高山正美

動物園から II 江戸川区自然動物園 河村早苗

産業動物において あさひ動物病院 甲山譲児

野生動物調査から 都市のタヌキ研究会 富澤保浩

実験動物管理において 株アニマルケア 森岡一憲

\* \* \*

### ●第3回大会

日時：平成8年11月30日

会場：慶應義塾大学三田キャンパス 大学院校舎313教室（1階）

＜シンポジウム1＞「動物看護士の様々な職域からのレポート－Part II－」

（動物病院・産業動物・野生動物・動物園・実験動物からの報告）

座長：大和田一雄（山形大学医学部）

福田慶子（センターヴィル動物病院）

発表者：小松千江（新ゆりがおか動物病院）

秋葉亮子（あいち動物病院）

＜総会＞「平成8年度収支報告及び平成9年度事業計画及び予算」

＜シンポジウム2＞「動物看護士に関わる法律問題の検討」

座長：辻 弘一（辻動物病院）

法律アドバイザー：高見澤重昭弁護士

### ◎第4回大会

日時：平成9年6月22日

会場：大阪大学吹田キャンパス（大阪府吹田市）

＜講演1＞「動物看護士のための動物心理学入門」

渡辺 茂（慶應義塾大学文学部教授）

＜講演2＞「サルの性・ヒトの性」

和 秀雄（大阪大学人間科学部教授）

＜シンポジウム＞「動物看護士の活動報告」

秋葉亮子（あいち動物病院）

松尾まき（草津犬猫病院）

\* \* \*

### ◎第1回例会

日時：平成9年6月11日

会場：早稲田大学国際会議場（東京新宿区）

＜講演＞「動物看護士・獣医師はペットロス症候群にどう対応すればよいのか」

吉田千史（マインドセラピーセンター百合丘）

座 長：小杉正太郎

\* \* \*

### ◎第2回例会

日時：平成9年10月15日

会場：早稲田大学国際会議場（東京新宿区）

＜シンポジウム＞「ペット・ロスを考える」

シンポジスト 三浦裕美子（さとう動物病院・AHT）

増井 光子（麻布大学動物関係学科教授・東京都恩賜上野動物園元園長）

小杉正太郎（早稲田大学文学部心理学教室教授）

\* \* \*

### ◎第5回大会

日時：平成9年11月29日

会場：慶應義塾大学三田キャンパス（東京都港区）

＜一般講演1＞「ハムスター類の行動特性」

橋本晴夫（日本獣医畜産大学動物学教室）

＜一般講演2＞「AHTの看護」

川上千佳子（永岡犬猫病院動物看護士）

＜シンポジウム＞「動物看護士のカリキュラムの検討」

座長：桜井富士朗（桜井動物病院）

大城朋子（四街道動物病院動物看護士）

シンポジスト：田中吉春（財食品薬品安全センター秦野研究所）

渡辺 茂（慶應義塾大学教授）

栗野 悟（動物病院モルム）

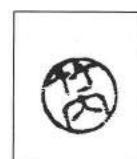
＜特別講演＞「重油汚染野鳥の救護」

野村 治（牛浜ペットクリニック院長・野生動物救護獣医師協会理事）

96年度（第1期） 決 算 (平成6年8月1日～平成8年10月31日)

	科 目	収 入	支 出
収入の部	年会費	¥688,000	
	広告料	¥170,000	
	大会参加費	¥504,500	
	銀行利息	¥17	
支出の部	雑収入	¥14,000	
	短期借入金	¥30,000	
	印刷費		¥227,071
	会議費		¥15,022
	交通費		¥40,000
	借入金返済		¥30,000
	消耗品		¥61,334
	大会補助費		¥207,500
	通信費		¥133,370
合 計		¥1,406,517	¥714,297
繰越残高			¥692,220

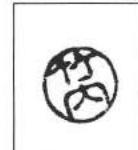
会計監査印



97年度（第2期） 決 算 (平成8年11月1日～平成9年10月31日)

	科 目	収 入	支 出
収入の部	繰越金	¥692,220	
	年会費	¥573,000	
	大会参加費	¥806,000	
	銀行利息	¥238	
支出の部	印刷費		¥145,132
	学会誌発行費		¥600,000
	会議費		¥14,749
	交通費		¥406,860
	消耗品		¥9,411
	大会費		¥43,857
	通信費		¥119,690
	大会補助費		¥277,369
合 計		¥2,071,458	¥1,617,068
繰越残高			¥454,390

会計監査印



## 98年度（第3期）予算案

	科 目	収 入	支 出
収入の部	前年度繰越	¥454,390	
	年会費	¥900,000	
	広告料	¥500,000	
	大会参加費	¥900,000	
支出の部	印刷費		¥200,000
	学会誌発行費		¥1,000,000
	会議費		¥140,000
	講演料		¥400,000
	交通費		¥450,000
	消耗品		¥120,000
	通信費		¥200,000
	事務費		¥240,000
	雑費		¥4,390
合 計		¥2,754,390	¥2,754,390

## 編集後記

第2号の学会誌「アニマル・ナーシング」の発行が大幅に送れましたことを深くお詫びいたします。言い訳になりますが、編集委員会の実力不足と人材不足が非常に深刻なわけです。是非とも会員の皆様方のご協力を願いいたします。さて、今回の2号誌には、学究的向上を目指し、投稿規定を明示いたしました。形式等が解らない場合には、遠慮せずに事務局内、編集委員会までご質問ください。また、お知らせや会員相互のコミュニケーションにはニュースレターを活用し、きめ細かな会員相互の理解を深めていけたらと思っております。また会誌へのご不満やご希望などございましたら学会事務局までご連絡ください。よりしっかりとした学会誌の作成に努力していくつもりでありますので宜しくお願ひいたします。更に編集部よりの提案であります、動物の「看護研究」の論文を広く募集しております。また、動物の「看護史」を研究なさっている方等いらっしゃいましたら編集委員会までご一報ください。

第2号学会誌編集委員長　稟野　悟

---

### 編集委員

大城 朋子（四街道動物病院）	稟野 悟（動物病院モルム）
小松 千江（新ゆりがおか動物病院）	田中 吉春（獣食品薬品安全センター）
桜井富士朗（桜井動物病院）	古屋 泉（慶應義塾大学）
朝田 則子（東京大学附属病院）	竹内 直美（ICPジャパン）
	青木 信夫（青木システム）

---

## 『Animal Nursing』

(アニマル・ナーシング)

第2号

1998年6月30日発行

定価 2,000円

---

発行　日本動物看護学会

発行人　今道友則

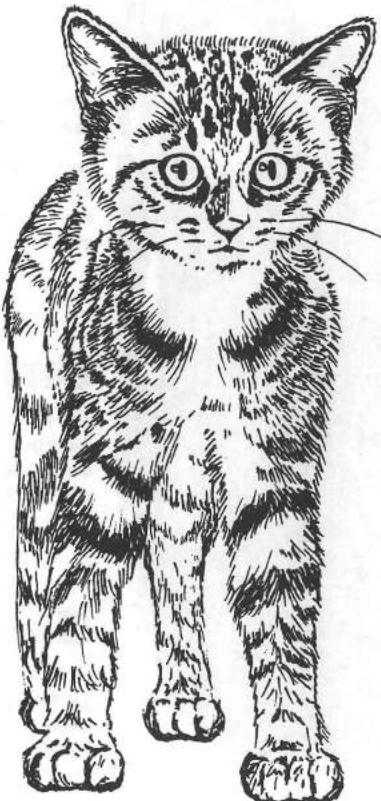
〒132-0025 東京都江戸川区松江3-11-17

桜井動物病院内「日本動物看護学会」事務局

TEL 03-3652-9101 FAX 03-3656-9288

印刷　有限会社 エラブ・プリント

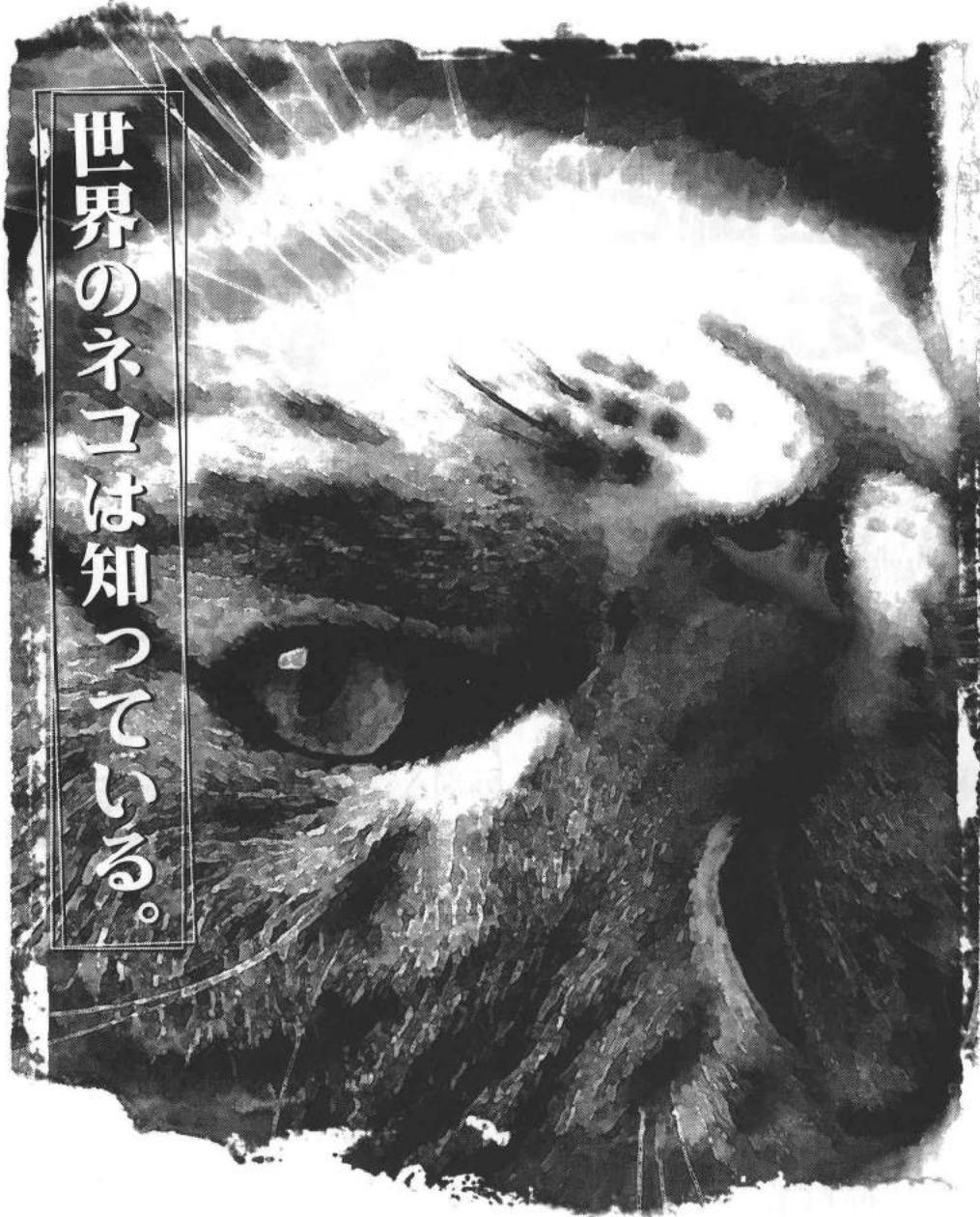
# 小動物 開業獣医師と 共に歩む



動物用医薬品の総合商社

*Ae* イソップ薬品株式会社

〒174-0041 東京都板橋区舟渡2-6-20  
電話 東京03(5994)2711番代 FAX03(5994)2714番  
<フリーダイヤル>0120-203130番

**Cat**

tomcat tabby  
kitten persian cat  
house cat  
stray cat

**Katze**

Kater Katze  
Katzchen Perserkatze  
Hauskatze  
Herrenlose Katze

**Chat**

matou chatte  
chaton persan  
mon chat  
chat errant

**Gatto**

gatto gatta  
gattino persiano  
gatto domestico  
gatto errante

**Gato**

gato gata  
gatito gato persa  
gato domestico  
gato callejero

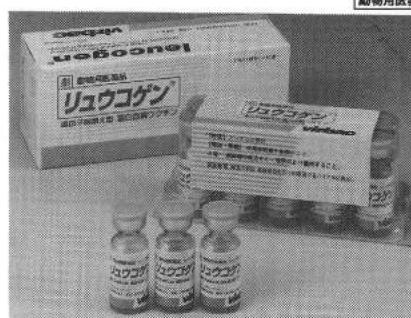
誰が大切な命を守ってくれるかを…。

世界27カ国で愛用されている

**リュウコゲン®**

遺伝子組換え型 猫白血病ワクチンの特長

● 抗原量が多く有効性が高い ● 免疫抑制成分を含まない ● 高純度で安全性が高い



製造元：vinbac  
(ビルバッカ社・フランス)

輸入元：日生研株式会社  
東京都青梅市新町2221番地の1

販売元：武田薬品工業株式会社 アグロカンパニー  
東京都中央区日本橋2丁目12番10号 TEL 03-3278-2828

保護した時にこの1冊！ 救護されるほとんどの動物種を網羅

# 野生動物救護ハンドブック

## —日本産野生動物の取り扱い—

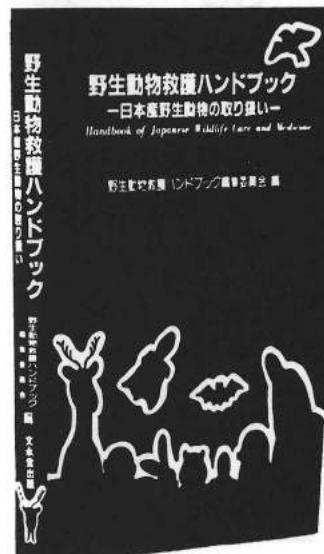
野生動物救護ハンドブック編集委員会編

編集者・著者(五十音順、敬称略)：赤石朋子、石川 創、遠藤浩範、大池辰也、亀崎直樹、菊池 博、齊藤慶輔、齊藤さゆり、神保健次、鈴木一子、鈴木隆史、徳山秀雄、中西せつ子、○中山和也、和 秀雄、蓮尾嘉彪、○羽山伸一、溝口俊夫、皆川康雄、湊 秋作、柳井徳磨、山地明子、○山本裕彦(○印は編集者)

定価(本体8,000円+税) 送料510円

[付：似たもの分類図鑑(カラー写真)]

略目次：第1章 野生動物救護の意義と課題 1.救護の動機と目標、2.わが国の救護の現状、3.何が問題なのか、4.どうすれば解決できるのか／第2章 野生動物救護の実際・総論 I. 哺乳類(陸棲)・鳥類編 1.発見時の応急措置、2.救護施設への輸送方法、3.救護施設での処置、4.食性と給餌法、5.野生復帰と追跡調査(陸棲哺乳類編)、6.野生復帰と追跡調査(鳥類)、7.データの収集法(陸棲哺乳類)、8.データの収集法(鳥類)、9.病理解剖法(陸棲哺乳類)、10.病理解剖法(鳥類)、II. 鯨類編 1.わが国における鯨類の救護の現状、2.救護にかかる法律と手続き、3.発見時の応急処置、4.収容施設への輸送方法、5.収容施設での対処、6.食性と給餌法、7.野生復帰と追跡調査、8.データの収集法、III. ウミガメ編 1.発見時の処置、2.収容施設への輸送、3.収容方法と施設の構造、4.食性、5.野生復帰と追跡調査、6.データの収集法、7.救護にかかる法律と手続き／第3章 野生動物救護の実際・各論 I. 哺乳類 アブラコウモリ、ニホンザル、ノウサギ、ムササビ・モモンガ、ニホンヤマネ、タヌキ、ハクビシン、鱗脚類、イルカ類、ニホンジカ、ニホンカモシカ、II. 鳥類・爬虫類 ミズナギドリ・ウミツバメ・アホウドリ類、サギ類、カモメ・アジサシ類、カモ類、ワシタカ類、フクロウ類、ドバト・キジバト、ツバメ、ハクセキレイ、ヒヨドリ、ツグミ類、シジュウカラ、メジロ類、カワラヒワ、スズメ、ムクドリ類、オナガ、カラス類、ウグイス類、ヒタキ類、ウミガメ類／第4章 野生動物救護情報データベース 1.なぜ救護情報を集積するのか、2.どんな救護情報が必要なのか、3.救護情報システムの確立、4.救護情報データベースマニュアル、5.救護データベース運用の試み



ISBN 4-8300-3143-3

お申込みは、最寄りの書店、取扱い店、もしくは直接弊社まで。



文永堂出版

〒113-0033

東京都文京区本郷2-27-18

Tel 03(3814)3321

Fax 03(3814)9407





nichiyo Air Service, Inc.

NAKAYAMA BLDG. 2-8, 1-CHOME NISHIAZABU  
MINATO-KU, TOKYO 106-0031, JAPAN  
PHONE : 03(3470)1511 TELEX : J27435 NICHIO J FAX : 03(3423)0659

動物看護士(Veterinary Technician)の為の  
セミナー受講を兼ねたアメリカ研修旅行

テーマ：「動物看護士の新たな役割に向けて」

於：カリフォルニア大学デービス校

Drs. Benjamin Hart & Lynnet Hart

「動物看護士のための動物行動学入門」、

「飼い主のペット選び」、「人の健康に果たすペットの役割」

Dr. Jerry KANEKO 「臨床検査場面における動物看護士の役割」

アメリカのベテランVTによる

「ペットロス・ホットラインの現状とそれに対応する為の事前教育」

「内科看護」「外科看護」（緊急疾患の対応）



セミナー主催：カリフォルニア大学獣医学部動物看護士学科

企画・協力：日本動物看護学会

旅行主催：曰洋航空株式会社

〒106-0031 東京都港区西麻布1-2-8 中山ビル2F TEL : 03(3470)1511, FAX : 03(3423)0659

最新刊

がん診断・治療の疑問を解く!!

# 腫瘍診断・治療のQ&A

## —臨床編・病理編—

著者——信田卓男（麻布大学獣医学部附属動物病院腫瘍科担当）

代田欣二（麻布大学獣医学部病理学第一講座）

■A4判 約110頁 オールカラー 写真138点 ハードカバー ■本体価格 11,000円（税別・送料共）

■予約特価（本体価格） 9,900円（税別・送料共） ■予約特価期間 1997年11月30日

動物の腫瘍はヒトと同じく高齢化に伴い増加の一途をたどっています。MVM創刊号以来、5年間連載された「腫瘍診断・治療のQ&A」は臨床の現場で活躍する獣医師の先生方から発せられた生の声に答えてきました。臨床編は腫瘍に対する考え方、診断の方法、治療の選択だけに限らず、様々な角度から診る腫瘍のとらえ方を探り、病理編では臨床家が日々持っている病理への疑問を解決するため簡潔に解りやすい解説で、難しいとされる病理への意識をぬぐう回答を掲載してきました。この度、今日のがん治療すぐに役立つ5年間の連載を一冊にまとめ、この間に進歩をとげた箇所は書き改め、また、現時点でがん治療の最新情報を書き加えた実践的腫瘍診断と治療の書に集大成しました。

### 主要目次

#### Chapter 1 腫瘍診断・治療のポイント…信田 卓男

#### Chapter 2 腫瘍診断・治療のQ & A 臨床編…信田 卓男

- 1 抗がん治療の基礎理論
- 2 揃えたい抗がん剤と使用上の注意
- 3 末期がん症例の栄養管理をどうするか
- 4 犬の乳腺腫瘍
- 5 猫の乳腺腫瘍
- 6 犬の肥満細胞腫
- 7 犬肥満細胞腫の副腫瘍症候群
- 8 犬の扁平上皮癌
- 9 耳の腫瘍
- 10 脂肪組織の腫瘍
- 11 犬の脂肪肉腫
- 12 肛門囊の腫瘍
- 13 犬の血管周皮腫
- 14 体表部腫瘍切除後の欠損部の修復
- 15 腹腔内腫瘍
- 16 胃の腫瘍
- 17 犬の直腸腫瘍と外科的療法
- 18 悪性リンパ腫
- 19 犬の悪性骨腫瘍

20 犬の血管肉腫

21 ワクチン誘発性肉腫

22 犬の直腸腫瘍と外科的療法

23 悪性リンパ腫

24 犬の悪性骨腫瘍

25 犬の血管肉腫

26 ワクチン誘発性肉腫

#### Chapter 3 腫瘍診断・治療のQ & A 病理編…代田 欣二

- 1 ヒトと動物の腫瘍の違い
- 2 犬の精巣の腫瘍
- 3 犬の悪性黒色腫
- 4 皮膚形質細胞腫
- 5 鼻腔内腫瘍の診断
- 6 肛門周囲腺の腫瘍
- 7 基底扁平上皮癌
- 8 母 痣
- 9 線維肉腫、粘液肉腫、脂肪肉腫

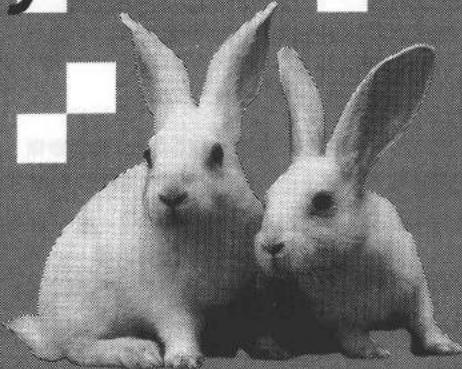
### 付録

体重 - 体表面積換算表

TNM分類表

# 良質実験用ウサギの安定供給こそ 私たちの使命です

RABBIT  
ICHIMAWA



1. 長期契約による計画生産を行なっています。
2. 発熱性物質試験用・催奇性試験・生殖試験・周産試験用・一般薬理試験用の各種ウサギを取り扱っています。
3. 妊娠（妊娠日既知）同腹日令ウサギの供給をいたします。

■日本白色種

■アンゴラ種

■ニュージーランドホワイト種

■ダッチ種

■ヒマラヤン種



有限会社 市川屋

〒121-0813 東京都足立区竹の塚5の35の21

TEL.03-3883-0016 : FAX.03-3885-4639

## ペットの定期検診、メディカルチェックなどに

CARDISUNY  
**α6000AX-D**  
動物用心電図自動解析装置



医療用具承認番号：7畜A第329号

### New 解析プログラム

新たに開発されたソフトウェアにより、犬・猫・年齢および体重別に分類されますので詳細かつ精度の高い解析を行うことができます。

- ◆640×480ドットの大型液晶スクリーン
- ◆バッテリー内蔵
- ◆パネルキーにより簡単操作
- ◆FDDによりデータ管理拡張可能



FUKUDA M-E KOGYO CO., LTD.

フクダ エム・イー 工業 株式会社

本社 東京都文京区湯島2-18-2 〒113-0034

営業本部 千葉県流山市南流山6-26-8 〒270-0163

TEL (0471) 58-9020 FAX (0471) 58-9028

カンボジアのイラワジイルカ救援キャンペーン絵本  
Save the Irrawaddy Dolphin in the Mekong River

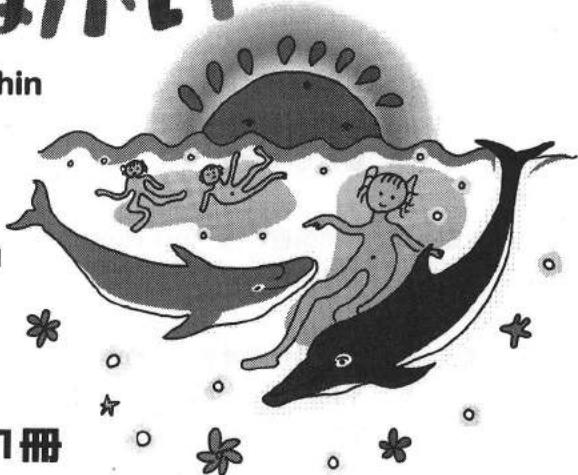
# おでこちゃんと イルカのねがい

Dream of Odeko-chan and a dolphin

絵・文：岩重 慶一 HAB21イルカ研究会代表、  
ヒトと動物の関係学会評議員

Illustration and Story Keiichi Iwashige

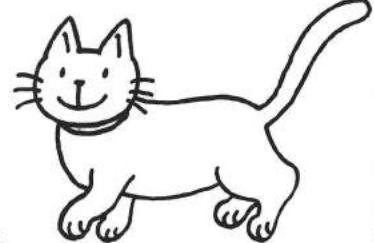
- 定価：本体1,200円+税
- B6判・52ページ・オールカラー
- 上製本



イルカたちの光と影を知り、  
ヒトとイルカの関係を考える1冊

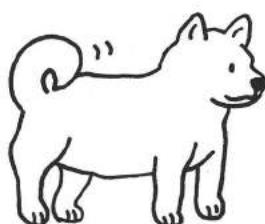
発行 有限会社リレーションズ 〒150-0032 東京都渋谷区鷺谷町3-1 SUビル602 Phone:03-3780-2442 FAX:03-3780-2443

オフセット・活版・各種印刷



有限会社 エラブプリント

代表取締役 野村 穎 勇



〒132-0025

東京都江戸川区松江3丁目10番5号

TEL 03(3654)4563

FAX 03(3654)9540

TEL 047(364)5649

## ○ 日本動物看護学会入会方法 ○

入会を希望される方は、連絡事項欄に下記の事項をご記入の上、年会費3,000円（入会金なし）を下記事務局にお振り込み下さい。

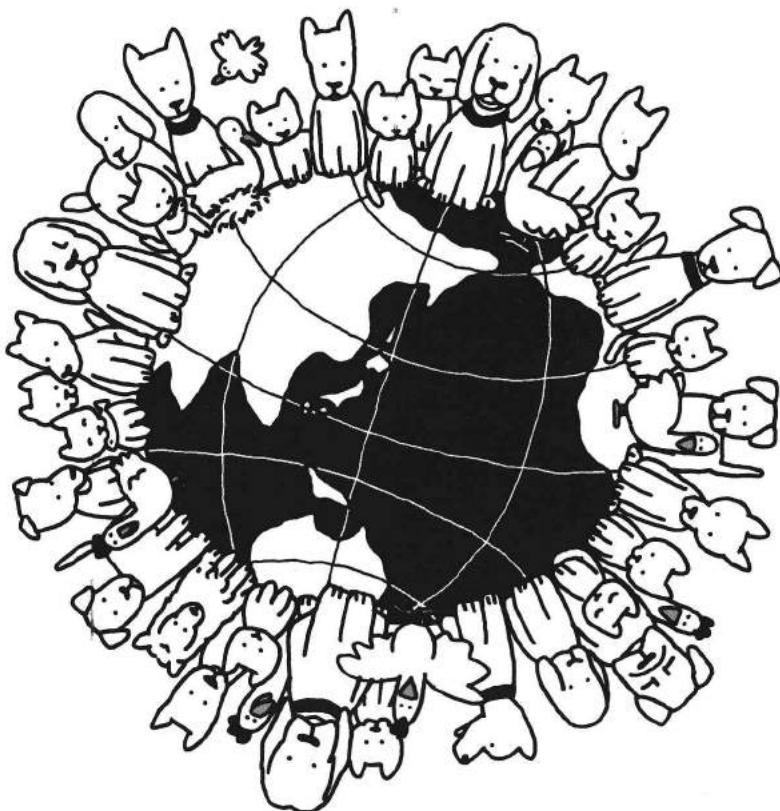
### 連絡欄記入事項

- ① 氏名（フリガナ付き）
- ② 生年月日
- ③ 住所
- ④ 電話・FAX
- ⑤ 勤務先（所属）名

お振込先：郵便振替口座 00110-4-47689  
口座名称 「日本動物看護学会」

問合先：日本動物看護学会事務局  
〒132-0025 東京都江戸川区松江3-11-17（桜井動物病院内）  
TEL 03-3652-9101 FAX 03-3656-9288

# 大日本製薬の小動物用製品



■犬糸状虫症の予防に……

## カルドメック<sup>®</sup>錠/チュアブル

(動物用医薬品)

■猫の犬糸状虫症予防および回虫・猫飼虫駆虫剤

## カルドメック<sup>®</sup>チュアブル FX

(動物用医薬品)

■犬の慢性心不全に……

## エナカルド<sup>®</sup>錠

(動物用医薬品) (要指)

■犬・猫用ニューキノロン製剤

## VET<sup>®</sup> ピクタス<sup>S</sup> 注射液5%/錠10mg・40mg

(動物用医薬品) (要指)

■犬の鎮痛・抗炎症に……

## 新発売 フィナジン<sup>™</sup>注射液1%/錠5mg・20mg

(動物用医薬品) (要指)

■犬の歯周炎治療に……

## 新発売 ペリオケア<sup>®</sup>歯科用軟膏

(動物用医薬品) (要指)

■疾病の食事管理に……

## HILL'S Prescription Diet<sup>®</sup>

■健康維持の食事管理に……

## HILL'S SCIENCE DIET<sup>®</sup>

■首輪型ノミ・マダニ駆除剤

## LONG GAIN<sup>®</sup> ロングゲイン<sup>®</sup> LONG GAIN<sup>®</sup> ロングゲイン<sup>®</sup>

(動物用医薬品) (劇)

■犬用ノミ取りシャンプー/ムース

## KYAP'TEEN<sup>®</sup> キャブティーン<sup>®</sup> シャンプー/ムース

(動物用医薬部外品)

■全身麻酔に……

## ネンブタール<sup>®</sup> 注射液

(医薬品) (劇) (回) (各) (各) (要指)



大日本製薬株式会社

アニマルサイエンス部

〒541-0045 大阪市中央区道修町2-6-8 TEL.06(203)5318

「このラインナップで、広範囲にわたる問題を効果的に解決できることが、世界各国の調査によって証明されています。」

ティム・クトン博士（ウォルサム研究所主任研究員）



広範囲にわたる製品バラエティを提供する  
“ウォルサム”の食事療法食。

それは、画期的な栄養学と効能に対する  
徹底的な研究を基にし、豊富な知識と経験を  
持つ“ウォルサム”と共に開発されました。

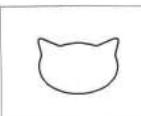
“ウォルサム”とは、ペットケアとペット栄養  
学の世界最高権威。そしてこの評価は、世界  
各国に点在する“ウォルサム”的施設、有数  
の大学および栄養学研究所で徹底的に行な  
われ続けている研究結果から得られたもの  
です。

### ケーナイン＆フィーラインダイエットシリーズ

事実“ウォルサム”は、ペット栄養学につい  
ての新しい研究結果をどこよりも多く発表し、  
世界中にその情報とアイデアを提供してい  
るのです。

栄養成分を調整することで解決できるすべ  
ての病気に、“ペディグリー”®と“カルカン”®  
の食事療法食をお試しください。

## NUTRITION SOLUTIONS



食事療法食

輸版元



共立商事株式会社

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-10

マスターフーズリミテッド 〒211-0063 神奈川県川崎市中原区小杉町1-403

©Master Foo



ウォルサム®  
ペットケアとペット栄養学  
世界最高権威

英語版“ウォルサム”インターネット  
ホームページアドレス  
<http://www.waltham.com>